

1. 令和2年第3回郡上市議会定例会議事日程（第1日）

令和2年6月10日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 会期の決定
- 日程3 議選挙第4号 郡上市選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 日程4 議案第76号 専決処分した事件の承認について（郡上市税条例の一部を改正する条例）
- 日程5 議案第77号 専決処分した事件の承認について（郡上市国民健康保険条例の一部を改正する条例）
- 日程6 議案第78号 専決処分した事件の承認について（郡上市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程7 議案第79号 専決処分した事件の承認について（令和2年度郡上市一般会計補正予算（専決第1号））
- 日程8 議案第80号 専決処分した事件の承認について（令和2年度郡上市一般会計補正予算（専決第2号））
- 日程9 議案第81号 専決処分した事件の承認について（令和2年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号））
- 日程10 議案第82号 郡上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程11 議案第83号 郡上市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例について
- 日程12 議案第84号 郡上市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程13 議案第85号 郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程14 議案第86号 郡上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程15 議案第87号 郡上市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程16 議案第88号 令和2年度郡上市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程17 議案第89号 令和2年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程18 議案第90号 令和2年度郡上市病院事業会計補正予算（第1号）について
- 日程19 議案第91号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 日程20 議案第92号 財産の無償譲渡について（美並町山田地内）
- 日程21 議案第93号 物品売買契約の締結について（消防ポンプ自動車購入）
- 日程22 議案第94号 物品売買契約の締結について（消防小型動力ポンプ積載車購入）
- 日程23 議案第95号 物品売買契約の締結について（水槽付消防ポンプ自動車整備事業）

- 日程24 議案第96号 物品売買契約の締結について（建設機械（雪寒機械）購入）
- 日程25 議案第97号 市道路線の認定について
- 日程26 報告第2号 令和元年度郡上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程27 報告第3号 令和元年度郡上市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程28 報告第4号 令和元年度郡上市工業団地事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程29 報告第5号 令和元年度郡上市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程30 報告第6号 専決処分の報告について
- 日程31 議発第6号 地域経済循環に関する決議について
- 日程32 議報告第6号 諸般の報告について（例月出納検査の結果）

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	本 田 教 治	2番	長 岡 文 男
3番	田 代 まさよ	4番	田 中 義 久
5番	蓑 島 もとみ	6番	三 島 一 貴
7番	森 藤 文 男	8番	原 喜与美
9番	野 田 勝 彦	10番	山 川 直 保
11番	田 中 やすひさ	12番	森 喜 人
13番	田 代 はつ江	14番	兼 山 悌 孝
15番	尾 村 忠 雄	16番	渡 辺 友 三
17番	清 水 敏 夫	18番	美谷添 生

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	青 木 修
教 育 長	熊 田 一 泰	市長公室長	日 置 美 晴
総 務 部 長	古 田 年 久	健康福祉部長	和 田 美江子

商工観光部長 可 児 俊 行
 環境水道部長 猪 俣 浩 巳
 消 防 長 笹 原 克 仁

建 設 部 長 小酒井 章 義
 郡上偕楽園長 松 井 良 春
 代表監査委員 大 坪 博 之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	大 坪 一 久	議会事務局 議会総務課 主 任	岩 田 亨 一
議会事務局 議会総務課 係 長	三 島 栄 志		

◎開会及び開議の宣告

○議長（山川直保君） 皆様、おはようございます。議員の皆様には、大変御多用のところを御出席いただきましてありがとうございます。

今回の定例会は、新型コロナウイルス感染症対策ということでございまして、皆様方にはマスクを着用しての会議となりますので、御協力をよろしくお願いいたしますと思います。

なお、季節はもう6月、初夏を迎えますけれども、通常ちょうどこの頃からでございますが、夏の活気といたしますか、盆踊りが始まろうとしておる、市民の皆様方や、また市外の方々も心がわくわくなされている頃なんでございますが、今年はこうしたコロナ渦ということで、盆踊りの見合わせ等ございまして、非常に何か寂しい夏が想像されますけれども、我々議会、また個々の議員におかれましては、それぞれの地域でリーダーシップを発揮していただきまして、何とか明るい方向に持っていただきますようによろしくお願いいたしますと思います。

それでは、ただいまから令和2年第3回郡上市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（山川直保君） それでは、日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、5番 蓑島もとみ君、6番 三島一貴君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（山川直保君） 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程については、去る6月2日の議会運営委員会において御協議をいただいております。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日6月10日から6月29日までの20日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日6月10日から6月29日までの20日間と決定いたしました。

会期日程については、お手元に配付してありますのでお目通しをお願いいたします。

大坪代表監査委員におかれましては、大変御多用のところを御出席いただき誠にありがとうございます。

◎市長挨拶

○議長（山川直保君）　ここで、日置市長より御挨拶をいただきます。

日置市長。

○市長（日置敏明君）　おはようございます。

令和2年第3回郡上市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御参集をいただきまして誠にありがとうございます。

提案説明に入ります前に、4月の臨時議会以降の市政の動き等について、5点ほど報告をさせていただきます。

まず第1点目でありますけれども、去る4月16日に全国に発出された新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言は、新規感染者の減少や医療提供体制の確保等の状況に鑑み、5月14日に岐阜県を含む39県が、続いて5月25日には残りの8都道府県が解除されるに至りました。

岐阜県では、宣言発出以降、外出自粛、休業要請等が強力に推し進められ、本来なら5月の大型連休でにぎわう県内各地では、人手が大幅に抑えられました。

郡上市においても、商店等が休業されるなど、町の様子は一変し、市民の皆様には負担を強いることとなりました。しかし、皆様お一人お一人の真摯なお取組により、郡上市では感染者が確認されることなく、現在に至っております。本当に心から感謝申し上げるものであります。

これからは、県が示すコロナ社会を生き抜く行動指針に基づき、感染予防対策に引き続き気を緩めることなく取り組むとともに、元気な郡上市の回復に向け、地域経済対策等に鋭意努めてまいり所存であります。

また、6月1日から再開をいたしました市内の小・中学校では、分散登校の段階を踏まえ、来週の15日からは通常授業となります。児童・生徒の学習の進度、心と体の問題等、保護者の皆様には御心配をおかけいたしておりますけれども、子どもたちを第一に考え、でき得る限りの対応を図ってまいります。

2点目ではありますが、去る5月18日、郡上市のスポーツアンバサダーであります競泳女子の池江璃花子選手が、SNSを通じ「皆さんに初めてこの姿をお見せします」として、御自身の映像入りのメッセージを出されました。御承知のとおり、池江選手は突如白血病で入院、過酷な治療を余儀なくされた状況にありながらも、昨年暮れの退院時には、「病気になったからこそ分かること、学んだことがある」などと述べられ、その精神力に私たちは感銘を受け、逆に励まされる思いがいたしましたものであります。

今回披露された短髪姿、大変短い髪の毛の姿をお見せしておりましたが、その披露された短髪姿には、池江選手の迷いのない凜とした生き方が感じられます。また、コロナウイルス感染症に関し「苦難と戦う誰かの小さな希望になれば」という思いがつづられており、この困難を乗り越える大きな勇気をたくさんの人々に与えていただきました。

池江選手の一日も早い完全復活と、目標とされる2024年のパリ五輪出場に向け、今度は私たちが池江選手を力強く応援してまいりたいと存じます。早速こちらからもお手紙を差し上げたところでもあります。

3つ目であります。6月1日月曜日、コロナウイルス感染症防止の観点から、大変恐縮ではありましたが、限られた人数の下ではございますが、郡上八幡まちなみ交流館開館式を執り行いました。新型コロナウイルス感染症予防の観点から4月初旬に予定をいたしておりました開館を延期しておりましたが、ようやく皆様にお披露目できる運びとなりました。

このまちなみ交流館が立地する八幡町の北町地域は、平成24年重要伝統的建造物群保存地区、いわゆる重伝建地区として国の選定を受け、さらに平成26年には、同保存地区を核に、八幡市街地を重点区域とした歴史的風致維持向上計画が国から認定をされました。当施設は、まちづくりの歴史と文化の伝承拠点として整備されたものであります。

施設内には、八幡市街地の成り立ちや変遷、町家の特徴などについて資料、映像等で紹介する展示室のほか、2階には市民講座や会議、あるいは緊急時の避難場所等に利用いただける研修室を設置いたしました。情報発信はもとより、市民の集いの場や市内外の交流の場等として、今後の幅広い活用を図ってまいりたいと存じます。

4点目ではありますが、今年の夏の鮎の友釣りについてであります。いよいよ今週末の6月13日土曜日には郡上漁業協同組合管内において、翌14日日曜日には和良川漁業協同組合管内において、鮎の友釣りが解禁されます。当初予定されていた和良川での5月下旬の特別解禁や長良川流域での二段階解禁、こうした計画はコロナ渦により中止となりましたけれども、鮎釣りのメッカとして今年も解禁できますことに、安堵の思いをいたしております。

釣り客の皆様には、安全で快適に楽しんでいただけるよう、また迎える市民の皆様には、安全のうちに釣り客を迎えていただきますよう、両漁業協同組合や観光協会等と連携し、最大限の感染症予防対策を図ってまいります。また一方では、鮎の需要減少等の懸念、課題に対し、販路拡大に向けた対策等を講じてまいりたいと考えております。

郡上が誇る日本一の鮎と、伝統漁法の活性化に向け、感染予防と産業経済対策の両面から推進をしてまいりますので、市民の皆様には御理解、御支援をいただきたいと思います。

5点目、最後であります。今夏の郡上おどり、白鳥おどり並びに白鳥の拝殿踊りについてであります。例年であれば、7月の開幕に向け、町は浮き立つ頃であります。今年については、コロ

ナウイルス感染症予防を第一に考え、全日程の踊り開催を見合わせる旨、各踊りの主催者から去る5月29日に発表がありました。さきの大戦中も、日数は制限されていましたが途切れることなく行われていたとされる踊りの歴史からも、一シーズン丸々全日程の開催を見合わせざるを得ないということは、今回のコロナ渦がいかに深刻なものであるかを思い知るところでありますけれども、主催者におかれては、まさに苦渋の判断であったと推察をいたしております。

なお、踊りの開催は見合わせとなりますが、市民の皆様には市のケーブルテレビを通じて、さらに、全国の踊り愛好家に向けてはインターネットによる踊りのライブ配信を行う等、これまでとは違った形で楽しんでいただけるよう各主催者とも目下工夫されておりました、市としてもそれを支援してまいりたいと考えております。コロナの終息状況を見据えつつ、新たな観光施策にみんなで知恵を絞り、一味違う郡上の夏を創出してまいりたいと考えております。

以上、5点にわたり御報告とさせていただきます。

それでは、今議会において審議をお願いしております諸議案等につきまして、その概要を申し上げます。当初提案をさせていただきました議案は、全部で22件であります。

初めに、議案第76号から議案第81号までは、さきに専決処分をいたしました郡上市税条例等の3件の条例の一部改正並びに令和2年度郡上市一般会計及び国民健康保険特別会計の補正予算について承認を求めるものであります。いずれも新型コロナウイルス感染症関連で、速やかな実施を要する案件として専決をさせていただいたものであります。

次に、条例の一部改正であります。全部で6件あります。順次御説明を申し上げます。

議案第82号は、郡上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてであります。人事院が定める新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当の特例——防疫というのは疫病を防ぐと書くほうの防疫でございますが、防疫等作業手当の特例に準じ、市においても、感染症防疫等作業手当の支給に係る所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第83号は、郡上市ふるさと寄附条例の一部改正についてであります。ふるさと寄附金を受領年度に活用する場合における事務を円滑に行うため、寄附金を一旦基金に積み立てることなく対象となる事業に充てることができるよう、所要の規定を整備するものであります。

議案第84号は、郡上市税条例の一部改正についてであります。地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税の非課税範囲の見直し、婚姻歴や性別を問わず生計を一にする子を有する単身者の所得控除の適用並びに新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例措置等、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第85号は、郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてであります。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の、先ほど、すいません、私、損害賠償と申し上げたかもしれませんが、郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部改正でございます。非常勤消防団員等

に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額を改めるなど、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第86号は、郡上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令——厚生労働省令でございますが、この省令の施行に伴い、放課後児童支援員の資格要件の拡充を図るため、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第87号は、郡上市介護保険条例の一部改正についてであります。介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者に対する介護保険料の軽減を拡大する特例の規定を附則に追加する等、所要の規定を整備しようとするものであります。

次に、議案第88号から議案第90号までは、令和2年度の郡上市一般会計、郡上市介護保険特別会計及び郡上市病院事業会計の3会計の予算を補正しようとするものであります。

まず、一般会計の歳出の主なものを申し上げます。新型コロナウイルス感染症が及ぼす地域経済への対策として、市内産農水産物等の販路拡大に向けた購入経費を助成するがんばれ郡上の農水産物応援事業に300万円、事業者の経営運転資金の借入に係る信用保証料支援に伴う構造改革支援事業に1,113万8,000円、消費喚起の促進に向け、市内店舗で利用できるプレミアム付き商品券の追加発券及び県の休業協力金支給に係る3分の1の市負担分の計上等に係る新型コロナウイルス商工緊急対策事業に1億8,700万円、今後の観光需要を見据えた宿泊割引及び市内での体験割引クーポン発行等、新型コロナウイルス観光緊急対策事業に1,216万5,000円、コロナ渦の影響を受ける郡上市出身の高校生・大学生等を応援する高校生・大学生等就学応援給付金事業に3,305万円、教育現場のICT活用に向けた大型モニター設置等に係るまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に小・中学校を合算して1,118万8,000円、同じくICT教育及び遠隔教育の推進に向けた一人1台端末の整備等、情報通信ネットワーク環境整備事業に同じく小・中学校を合算し3億3,158万6,000円など、これらについてそれぞれ増額補正しようとするものであります。

一方、歳入では、これらの歳出に対する財源として、情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金が小・中学校分を合算し9,551万9,000円、情報機器整備費補助金が同じく小・中学校を合算し9,351万円、まち・ひと・しごと創生寄附金、いわゆる企業版ふるさと納税であります。この寄附金が1,000万円等をそれぞれ増額補正しようとするものであります。

また、所要の一般財源を確保するため、財政調整基金から3億1,267万3,000円及び郡上市ふるさと応援基金から1,080万5,000円を繰り入れることといたしました。

なお、現在、国においては、第1次、第2次の補正予算において、新型コロナウイルス関連の地方財源として合計3兆円の地方創生臨時交付金が措置されることとされておりますので、郡上市への配分額が確定次第、財政調整基金繰入額との間での財源組替えとの所要の調整も図ってまいりたい

いと考えております。

以上、歳入歳出それぞれ増加要因等を総合いたしましたところ、歳入歳出それぞれ6億3,786万8,000円の追加補正をお願いするものであります。

次に、介護保険特別会計では、低所得者に対する保険料の軽減拡充に伴う財源の更正及び介護保険普及リーフレットの作成について、歳入歳出それぞれ16万5,000円の増額補正をお願いするものであります。また、病院事業会計では、郡上市民病院の収益的収入及び支出の予定額48万2,000円について、医業外収益及び医業費用それぞれにおいて補正をお願いするものであります。これは、県の補助金を受けまして、感染症の防護具や、あるいは、クリーンパーティションの購入を行おうとするものであります。

議案第91号から議案第97号までは、郡上偕楽園特別養護老人ホームで発生をいたしました入所者の褥瘡発症に対する対応が遅れたことに係る和解及び損害賠償の額の決定、美並町くじ本自治会が実質上所有する市名義の土地の財産の無償譲渡、消防ポンプ自動車の購入のほか3件の物品売買契約の締結並びに八幡地域本町区内線のほか2路線の市道路線の認定について、それぞれ議会の議決を求めるものであります。

以上が、本定例会に提出をいたしました議案の概要であります。このほか、令和元年度郡上市一般会計のほか2件の特別会計の繰越明許費繰越計算書並びに水道事業会計の予算繰越計算書、また和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告があります。

議案などの詳細につきましては、議事の進行に従い、それぞれ担当部長等から説明をいたしますので、御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶並びに議案の提案説明といたします。

令和2年6月10日、郡上市長 日置敏明。ありがとうございます。

○議長（山川直保君） ありがとうございます。

◎議選挙第4号について

○議長（山川直保君） 日程3、議選挙第4号 郡上市選挙管理委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦としたと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

せんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

ただいまから指名をいたします。

選挙管理委員には、小澤秀生君、山田訓男君、高田忠雄君、曾我金一君、以上の方を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、小澤秀生君、山田訓男君、高田忠雄君、曾我金一君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

補充員には、池場康晴君、三島哲也君、佐藤茂喜君、辻治美君、以上の方を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、池場康晴君、三島哲也君、佐藤茂喜君、辻治美君、以上が補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りいたします。補充員の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、補充員の順序は、ただいま議長が指名しました順序に決定いたしました。

◎議案第76号について（提案説明・採決）

○議長（山川直保君） 日程4、議案第76号 専決処分した事件の承認について（郡上市税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 古田年久君。

○総務部長（古田年久君） それでは、議案第76号をお願いいたします。

専決処分した事件の承認について（郡上市税条例の一部を改正する条例）。

郡上市税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年4月30日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。令和2年6月10日提出、郡上市長 日置

敏明。

1枚おめくりいただきまして、次のページは、改正条文、改め文でございます。次のページには、新旧対照表を載せておりますが、少し分かりづらい部分がありますので、その次に添付資料をつけてございますから、そちらのほうで説明をさせていただきたいと思います。

それでは、改正の概要について説明させていただきます。議案第76号です。

改正の趣旨としましては、地方税法の一部を改正する法律、これが令和2年4月30日に公布されたことに伴いまして、郡上市税条例の一部を改正するものでございます。

右肩に括弧の中にP、番号が入っている部分がありますが、これは新旧対照表のページ番号を表示しておりますので、よろしくお願いをいたします。

まず、第1条による改正でございます。

1、読替規定（附則第10条）に関してでございます。令和2年4月30日の施行となります。なお、ほかの3項目につきましても4月30日の施行ということでございますので、よろしくお願いします。

それでは、読替、附則第10条のほうですね。本来、固定資産税の課税標準額は台帳に記載された価格としますが、農業協同組合等が所有する償却資産については、第61条第8項において、法第349条の3の4などに掲げる課税標準とする特例を規定しております。しかし、地方自治体が自主的に課税標準の減額率を決定できるのがまち特例、これを規定した法附則第15条から第15条の3の2による課税標準の特例を適用する場合におきましては、市の決定した減額率となるということで、このことを規定した附則第10条中、新たな読替規定として、下の法附則第61条及び第62条を追加するものでございます。

下に記載してございますが、まず、法附則第61条でございます。新型コロナウイルス感染症蔓延防止に係る措置によりまして、厳しい経営状況にある中小事業者等に対して令和3年度の固定資産税に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税を2分の1またはゼロとするものでございます。これは、令和2年2月1日から10月までの任意の3か月間の売上高が前年の同期間と比較して30%以上50%未満減少している場合は2分の1、50%以上減少している場合はゼロということになるものでございます。

それから、法附則第62条のほうですが、こちらは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する目的で、先端技術と書いてございますが、大量の情報処理を可能とする技術等によって生産性を向上するための機械等を導入を図る中小事業者等に対しまして、対象の設備に事業用家屋と構築物を追加しまして、該当する資産に係る課税標準額を3年間条例で定める割合とするものでございます。

これを受けまして、次の2番目の法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合（附則第10条の2）でございますが、次のページ行っただいて、前のページの62条が追加されましたことに

伴いまして、条例で定めるその割合をゼロとする項を追加する変更を行うものでございます。

それから、次、3番目ですが、軽自動車税の環境性能割の非課税（附則第15条の2）でございます。令和元年10月1日の消費税の増税に併せまして、軽自動車税が環境性能割、旧取得税、これは県が徴収するものでしたが、これと種別割、旧軽自動車税、これは市が徴収です。これに変更されて、環境性能割の税率については以下のとおり定められました。これについて、増税を伴う緩和措置としまして、下の表の網かけの部分でございますが、令和2年度燃費基準達成車に該当する車両の環境性能割の税率を1年間に限って非課税としておるところでございます。今般、新型コロナウイルス感染症蔓延防止に対する措置として、軽自動車の購入が本年9月末までにできないことへの対応として、車両の購入対象期間（非課税期間）を半年間延長する改正を行うものでございます。

それから、4番目でございますが、新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例に係る手続等（附則第23条）でございます。こちらのほうは、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の申請においては、その申請に不備があつて、申請者が訂正の通知を受けた日から20日以内に訂正した申請書を提出しない場合は、申請を取り下げたものとみなす旨の規定をした第23条を追加する変更を行うものでございます。

今回は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第76号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 討論なしと認め、採決いたします。

議案第76号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第77号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（山川直保君） 日程5、議案第77号 専決処分した事件の承認について（郡上市国民健康保険条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

説明を求めます。

健康福祉部長 和田美江子君。

○健康福祉部長（和田美江子君） それでは、議案第77号を説明いたします。

専決処分した事件の承認について（郡上市国民健康保険条例の一部を改正する条例）。

郡上市国民健康保険条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年5月7日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。令和2年6月10日提出、郡上市長 日置敏明。

議案書のほうは、改め文と新旧対照表といったところになっております。

改正理由につきましては、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、新型コロナウイルス感染症に感染した者、また発熱等の症状があり感染が疑われる者に対し、傷病手当金を支給する対応策が国によって示されました。国民健康保険制度においては、様々な就業形態の被保険者が加入していることを踏まえまして、傷病手当金については条例を制定し支給することができるため、整備するものでございます。

専決処分をする理由につきましては、現状において国内で感染が続いている状態であります。郡上市においても対象者が発生する可能性があること、今回その適用期間が令和2年1月1日から9月30日までという時限的な措置であり、周知の期間を踏まえますと、早急に整備する必要があることから、専決処分するものでございます。

新旧対照表の1ページを御覧ください。主な改正点は、今回の傷病手当金は、その趣旨から特例的、臨時的なものと考えられています。附則の新にあります内容を追加いたします。

附則の4項は、給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染したとき、また発熱等の症状があり感染が疑われる場合は、その労務に服することができなくなった日から起算しまして3日を経過した日から、休んでいる期間のうち労務につくことを予定していた日について傷病手当金を支給するものでございます。

5項は、傷病手当金の額は、一日につき直近の継続した3か月間の給与収入等の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に相当するものでございます。

2ページを御覧ください。6項は、適用期間は、令和2年1月1日から9月31日の間で療養のため労務に服することができない期間、入院が継続する場合は、最長1年六月までというふうにしております。

7項は、休んでいる期間中の給与等の全部または一部を受け取ることができるときは、その期間

は傷病手当金は支給しません。ただし、その受け取ることができる給与等の額が傷病手当金の額より少ないときは、その差額が支給されるものです。

8項は、何らかの理由により給与等の全額または一部を受け取ることができなかった場合は、一時的に傷病手当金の全額、一部の差額分を立て替えて支給するものでございます。

9項は、市が支給した金額は、保険者を使用する事業所の事業主から徴収するものでございます。

この条例は、公布日から施行し、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日であります令和2年9月31日までの間に適用するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（山川直保君） 4番 田中義久君。

○4番（田中義久君） すいません。4番、田中です。ちょっと勉強不足で、説明をしていただいたんですけども、一つは、これの前の地方税法の改正の場合には、法律の改正に伴ってということに分かるんですけど、今回の場合は、国とか県の状況に合わせられたということをちょっと確認したいのと、もう一つは、傷病手当を支給する方は、給与等の支払いを受けられなかった被保険者ですから、小規模事業主というか、事業者、個店の店主、そこに対する支給はないということでしょうか。

○議長（山川直保君） 健康福祉部長 和田美江子君。

○健康福祉部長（和田美江子君） 今回の専決の条例改正につきましては、傷病手当金の支給の対応策といったところを国が示しておりまして、それに沿って市も行っていくといったものでございます。

それから、何らかの理由で事業主が中小企業であったりといったところだと思いますが、給料を支払われない場合に、御本人に傷病手当金として手当を支給するものであります。そして、その額は、市のほうが事業所のほうに請求をしていただくといった形になっております。そういったことでよろしいでしょうか。

（挙手する者あり）

○議長（山川直保君） 4番 田中義久君。

○4番（田中義久君） 4番、田中です。2つ目の今の質問ですけども、個人事業主、店主の場合は、給料をもらっていないくて、給与収入じゃなくて、事業収入というか、になるわけですね。だから、国民健康保険の関係者でも、給与をもらっていない立場の事業主があると思うんですね。そうすると、給与をもらっている方には出るけども、そうじゃない方には出ないというふうな解釈でいいんですかってことを聞いたんです。

○議長（山川直保君） 健康福祉部長 和田美江子君。

○健康福祉部長（和田美江子君） これにつきましては、個人に対するものでありますので、事業所が事業所の収入がない場合に充てられるかということでしょうか。事業主に対しては、出る手当ではございません。仮に事業主に収入がなくて、事業主に出るものではないといったものです。

○議長（山川直保君） 今、田中君、もう少し簡潔に、簡潔な説明のほうをしっかりとされたいと思いますので、ここで暫時休憩を取りたいと思います。換気のためも含めて、暫時休憩を取ります。10分間といたします。再開は10時30分からといたします。

（午前10時20分）

○議長（山川直保君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午前10時29分）

○議長（山川直保君） 4番 田中義久君の質問についての再答弁を。

健康福祉部長 和田美江子君。

○健康福祉部長（和田美江子君） それではお答えをいたします。

まず、議案書の中の新旧対照表1ページのところ、下段にあります4項のところに、給与等の支払いを受けているというふうになっておりますが、その給与等といったところは、所得税法第28条第1項に規定する給与等をいうというふうになっております。これは俸給とか、給料とか、賃金といったところを対象にしているといったものになりまして、事業主に対しましては出ないものでございます。

国が事業者等を傷病手当金の支給の対象としない理由につきましては、自営業など、資金繰りのところでほかに支援のスキームがあります。事業持続化給付金であったりといったところが準備されているといったところと、あと、月とか年であったりとか、季節によって収入が大きく異なる職種もある事業者に対しては算定がしがたいといったところも理由になっております。収入が減った場合は、保険税の減免や徴収猶予などの措置も適用できるようになっておりますので、市のほうもそういった準備を進めております。

以上です。

○議長（山川直保君） そのほか質疑はございますか。

（挙手する者あり）

○議長（山川直保君） 9番 野田勝彦君。

○9番（野田勝彦君） 9番、野田でございます。1つお尋ねしますが、この適用の期間ですが、9月30日までということになっておりますが、それ以降についてこういう事態が発生しても適用さ

れないことになるわけですが、それはちょっと私はおかしいんじゃないかと思いますが、期間に限らず、事態が発生した場合は、この適用もなされるようにはできないものだろうかというのを
お尋ねします。

○議長（山川直保君） 健康福祉部長 和田美江子君。

○健康福祉部長（和田美江子君） 期間につきましては、現在のコロナウイルスの感染状況が踏まえ
られているかと思っております。大変に流行した時期から、今、大分落ち着いているような状態に
ありますが、そういったところで9月30日という期間は一応定められておりますが、やはり国のほ
うでも、第2波、第3波といったところが予想されておりますので、そういったところはまた検討
されていかれる部分ではないかというふうには思っております。

（挙手する者あり）

○議長（山川直保君） 9番 野田勝彦君。

○9番（野田勝彦君） ということは、今回のこの専決はこの期間に限定するがということですね。
再びそういう波が襲ってくるような事態になれば、また専決もあり得るということによろしいです
か。了解しました。

○議長（山川直保君） ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第77号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略
したいと思います。これに御異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号は委員会付託を省略することに決
定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 討論なしと認め、採決いたします。

議案第77号について原案のとおり承認することに御異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号は原案のとおり承認することに決
定いたしました。

◎議案第78号について（提案説明・採決）

○議長（山川直保君） 日程6、議案第78号 専決処分した事件の承認について（郡上市後期高齢者

医療に関する条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

説明を求めます。

健康福祉部長 和田美江子君。

○健康福祉部長(和田美江子君) それでは、議案第78号を説明いたします。

専決処分した事件の承認について(郡上市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)。

郡上市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年5月7日次のとおり専決処分をしたので報告し、承認を求める。令和2年6月10日提出、郡上市長 日置敏明。

改正理由につきましては、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、新型コロナウイルス感染症に感染した者、または、発熱等の症状があり感染が疑われる者に対し、傷病手当金を支給する対応策が国によって示されたことによりまして、岐阜県後期高齢者医療広域連合において、後期高齢者医療に関する条例の改正が令和2年4月23日に専決処分し、同日施行されました。この条例改正に伴いまして、市がその受付事務を行うため、郡上市後期高齢者医療に関する条例を整理するものでございます。

主な改正内容につきましては、議案書の中の新旧対照表をごらんください。

新にあります第2条第1項の第8号で、市において行う広域連合条例、附則第15条に加えられました傷病手当の支給にかかわる申請書の提出の受付を加えるものでございます。

第9号は号ずれでございます。

この条例は公布日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(山川直保君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第78号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第78号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 討論なしと認め、採決いたします。

議案第78号について原案のとおり承認することに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第78号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第79号について（提案説明・採決）

○議長（山川直保君） 日程7、議案第79号 専決処分した事件の承認について（令和2年度郡上市一般会計補正予算（専決第1号））を議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 古田年久君。

○総務部長（古田年久君） それでは、議案第79号をよろしくお願いします。

専決処分した事件の承認について（令和2年度郡上市一般会計補正予算（専決第1号））。

上記について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年4月30日次のとおり専決処分をしたので報告し、承認を求める。令和2年6月10日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりいただきまして、一般会計補正予算書（専決第1号）でございます。もう1枚おめくりいただきまして、1ページをお開きください。

令和2年度郡上市の一般会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41億2,450万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ313億5,820万1,000円とする。

予算の詳細につきましては、お配りしてあります事業概要説明一覧表にて説明をさせていただきますので、事業概要説明一覧表のほうをお開きください。

まず、表紙、はねていただきまして1ページ目です。

歳入が記載してございますが、16款県支出金でございます。

総務管理費補助金、特別定額給付金給付事業費補助金、補正額としまして40億8,820万円の増額でございます。これは、新型コロナウイルス感染症対策に伴う特別定額給付金給付事業費の補助金でございます。10分の10の補助率でございます。個人に10万円、市民の方1人に10万円を給付するものでございますが、ここの4万882人というふうに記載してございますのは、4月1日現在の住民票に記載された人数で当初は算定させていただいておりますので、よろしくお願いします。

それから、次、同じく特別定額給付金給付事務費補助金3,130万円。こちらのほうは給付金事務に係る事務費の補助金でございます。補助率は同じく10分の10でございます。

次に、20款繰入金、財政調整基金繰入金でございます。補正額500万円の増額でございます。財源としての繰り入れでございます。

歳入合計としまして41億2,450万円でございます。

2 ページのほうをお願いします。

歳出のほうですが、2 款総務費、特別定額給付金給付事業でございます。41億1,950万円の皆増でございます。新型コロナウイルス感染症対策に伴う特別定額給付金給付事業の増でございます。内訳としまして、給付金としましては40億8,820万円ということで、10万円掛ける4万882人を予算としては計上しております。このほかに、事務費としまして、人件費、会計年度任用職員2人分の報酬ですとか、職員の時間外手当等々576万8,000円と、物件費としまして、印刷製本費や郵送料、それから、振込の手数料、システムの開発料、それから、申告書の電算処理料等々を含めまして2,553万2,000円を見込みまして、合わせて3,130万円というふうでございます。

次に、6 款商工費、商工会活動事業500万円の増額でございます。こちらは、新型コロナウイルス感染症対策に伴う商工会特別活動費（テイクアウト用弁当購入支援事業）の増額分でございます。5月2日から7月31日の購入分に対して20%を郡上市共通商品券と交換を行うものでございます。購入金額の下限は1万円、上限は5万円というものでございます。

歳出の合計としまして、41億2,450万円の増ということでございます。

それから、本日お配りをしました資料が1つあると思いますが、A4縦の資料で、議案第79号資料というもので、特別定額金の実施状況についてという資料を、本日朝、配布をさせていただきました。現在の実施状況について御報告をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

まず、実施期間ですが、令和2年5月1日から7月31日ということで3か月間ということでございます。この起点の5月1日につきましては、オンライン申請の受付開始日ということで、ここを起点としまして3か月を見ております。

それから、2のほうで、基準日でございますが、令和2年4月27日ということで、この日の現在の人口世帯数ということです。人口のほうは4万863人、支給見込み額としましては40億8,630万円ということでございますし、世帯数のほうは1万5,513世帯でございますが、基準日以前の出生者が同日までに届出をなされていない場合ですとか、DVによって世帯を分けて支給する場合等がございますので、精算時において、若干数に変動は出てくるということでございますので、よろしくお願いします。

それから、3番目に申請書の提出状況でございますが、6月9日現在ではありますけれども、約1万5,000件が受付済みということになってございます。申請率としては97%ということで、ほぼ申請のほうは大体こちらのほうに届いておるような状況であります。うち、オンライン申請につきましては287件ということでございます。

それから、支給状況でございますが、処理済みの件数としましては1万4,869件ということで95.8%が処理が済んでいるという状況でございますし、支給済み、また、その予定金額としまして

は39億4,440万円ということで、こちらのほうも96.5%が支給をされようとしている、または、支給済みであるということでございます。今の数、金額につきましては6月11日以降に振り込まれる分も入ってございますので、よろしくお願いします。

今後の予定ですが、6月の下旬ごろには、まだ申請をされていない方がございますので、そういった方の把握、それから、申請に対しての御案内をこちらから差し上げたいというふうに思っておりますし、8月からは精算の手続きに入っていけないかというふうで思っておりますが、ここに記載はございませんけども、6月9日現在で辞退をされた方につきましては約10名ほど、今のところお見えになるということでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第79号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 討論なしと認め、採決いたします。

議案第79号について原案のとおり承認することに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第80号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（山川直保君） 日程8、議案第80号 専決処分した事件の承認について（令和2年度郡上市一般会計補正予算（専決第2号））を議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 古田年久君。

○総務部長（古田年久君） それでは、議案第80号 専決処分した事件の承認について（令和2年度郡上市一般会計補正予算（専決第2号））。

上記について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年5月7日次のとおり専決処分をしたので報告し、承認を求める。令和2年6月10日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりいただきまして、一般会計補正予算書（専決第2号）でございます。もう1枚おめくりいただきまして、1ページをお願いします。

令和2年度郡上市の一般会計補正予算（専決第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億6,807万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ318億2,627万5,000円とする。

予算の詳細につきましては、お配りしてございます事業概要説明一覧表で御説明をさせていただきます。なお、事業概要説明一覧表、次の議案の81号の次についておりますので、そちらのほうをごらんいただきたいと思います。

それでは、事業概要説明一覧表の1ページをお願いします。

歳入でございます。まず、16款県支出金でございます。児童福祉費補助金、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金5,193万円の増でございます。新型コロナウイルス感染症対策に伴う子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金、補助率は10分の10でございます。こちらは国の事業分でございます。

同じく子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金202万7,000円の増額でございます。こちらのほうは同じく事務費の補助金でございます。補助率は同じく10分の10でございます。

それから、20款繰入金、財政調整基金の繰入金でございます。4億1,411万7,000円の増でございます。

歳入合計としまして、補正額が4億6,807万4,000円ということでございます。

2ページをお願いいたします。

歳出のほうですが、3款民生費、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業、補正額は1億729万9,000円でございます。新型コロナウイルス感染症対策に伴う子育て世帯への臨時特別給付金給付事業の増額でございます。

まず、1つ目は国の事業でございます。事業費5,395万7,000円ということで、0歳から中学生まで児童手当の本則給付受給者に対するものでございます。1人当たり1万円を給付するものでございます。

その下の2つ目は市の単独事業でございます。これも0歳から中学生までは同じなんですが、こちらのほうは全ての受給者に対して給付を行うものでございます。事業費が5,334万2,000円でございます。

それから、6款商工費でございますが、新型コロナウイルス商工緊急対策事業としまして7,500万円の皆増でございます。こちらのほうは新型コロナウイルス感染症拡大防止休業協力金の増額で

ございます。県協力金の対象者で5月6日以降も引き続き、もしくは5月9日から新たに休業または営業を短縮する事業者に対して、最大15万円を支給するものでございます。

同じく新型コロナウイルス観光緊急対策事業2億8,577万5,000円の増額でございます。こちらも新型コロナウイルス感染症対策に伴う観光事業者経営安定化補助金の増額でございます。売上高が前年同月比で20%以上減少した事業者に光熱水費等の固定費を2分の1助成するものでございます。

合計としまして、4億6,807万4,000円の増額補正でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（山川直保君） 4番 田中義久君。

○4番（田中義久君） 4番、田中です。ちょっと3点くらいお聞きしたいんですけども、新型コロナウイルス商工緊急対策事業の休業協力金の増額のところで、ちょっとお聞きしたところでは、5万円のところが213件、10万円のところが1件、15万円のところが29件とお聞きしましたけれども、自分の理解では一定期間で解除されたときには5万円で終わるんだというふうに理解していたもんですから、なぜその金額が違う件数が発生しているのかということをお聞きしたい。

それから、もう一つは、観光緊急対策事業につきましてですけども、これの対象が国の持続化給付金の場合には、前年度対比で50%を切った場合、それから、先ほどの税条例の一部改正に基づいて行われる固定資産税の減額、もしくは免除につきましては30%以上50%未満というものと、50%以上減少しているという場合、これが3か月続いていると、こういう場合に出すんだということにしておるわけですけど、今回の観光緊急対策事業につきましては、お聞きしたところでは20%減でいくんだということですけども、こういうふうに基準が案外それぞれ意味があって違うんでしょうけど、そういうバラつきがあることについて御説明をいただきたいと。

もう1点は、支援する補助金の額が法人は150万円、個人事業主は10万円ということですけども、法人格を持っておられるけども個人商店と同じような事業規模の商店もある。そして、旅館なんかでも法人化はされてないけども、同じように大きな経費を使って経営してみえる旅館等もあるということになると、その線引きの10万円と150万円というと結構大きな違いであるわけですけども、法人だから150万円だと、個人だから10万円だとかっていうよりは、経営の実態の中でどれだけ落ちたんだとか、あるいは雇用者が何人いるんだとか、そういうふうな営業実態、経営実態に照らして、そして、その10万円というものが、雇用者が2人あればもう20万円足してあげられるんだとか、もちろん社員のあれについて雇用の助成金もありますから、それはちょっと例え話ですけど。済みません。そういうことで、いわば専決ですから、私も細かくやってもらっていることに、本当によくやっておられると思いますけど、この10万円と150万円の運用上の配慮が少しできない

ものかということを御指摘したいと思います。

以上です。

○議長（山川直保君） 商工観光部長 可児俊行君。

○商工観光部長（可児俊行君） 失礼いたします。3点のうち最初の御質問でございます。協力金の5万円、10万円、15万円が発生しているというところでの内容についての件でございます。

国は5月14日に緊急事態宣言の解除をしたわけでございますが、その後、県はその解除を受けて、クラスター発生の業種を除き休業の要請の一部を解除いたしました。引き続き要請対象となったクラスターの部分でございますが、郡上市においては、スナックとか、カラオケボックスが引き続き休業の対象として岐阜県は継続したということでございます。ですから、最大15万円を3段階に分けて、週ごとで5万円、10万円、15万円という区分は作りました。県の解除がされたのが5月15日ということでございますので、それに該当するものは5万円ということでございます。

あとは22日、23日以降というふうに、10万円、15万円と決めておりますが、その中でも、このクラスター発生した業種、カラオケボックスであったり、スナックの部分は、県が定めるような対策のマニュアルを策定をして市が確認をするということであれば開業はできるということでございます。

ですから、15日以降で22日の間に開業された方がいらっしゃったということで、それが1件ございました。あとは5月31日まで休業をするということでございましたので15万円の件数が発生したということでございます。

続きまして、持続化給付金の観光事業者の経営安定化補助金のいわゆる対前年月との比較で20%減というところの要件でございますが、今の御指摘ですといろいろバラつきがあるということで、今回のこの20%減というところの根拠でございます。

これは、国がコロナ対策としてセーフティネットというものを、今回、別枠で2.8億円の枠で設けたと。融資でございますが、その4号の要件、これは突発的災害による売上高が減少した小規模事業者、中小企業の経営安定化を支援するというもので、その要件が20%ということでございました。

この制度設計をするに当たりまして、市において、初めてこのセーフティネット4号の申請状況、受付状況というものを確認しております。まずもってこのセーフティネットは市で認定の手続きをしてそれから進むというものでございますが、その申請のうち、7割以上が20%の減少の時点で融資を受けられたということがございます。

また、昨年の暖冬の影響であったり、緊急事態宣言が発令される前から、旧正月の春節の時期からインバウンドを中心にコロナの影響で観光客の減少が顕著であったということ、今回、この制度設計をして行いました4月時点では、既にそういう観光事業者の方々につきましては、それが数か

月続いていたという、疲弊を課していたという状況を鑑みまして、観光分野はさらに観光客の回復に時間を要するということが想定をされましたものですから、一段の支援強化ということで、その要件を20%減少というふうにいたしました。

事業者の事業の継続の意思に少しでも応えるために行ったものでありまして、20%の減少の要件というものは妥当であったんではないかというふうに考えております。

最後の御質問の中で、同じく固定費の支給の中の法人150万円、個人10万円というところでございます。

最初に、田中議員が御質問されました件につきましては、法人格を持っていて個人のように見えるという方につきましては、この申請の段階で、いわゆる添付していただく書類の中に確定申告とか、青色、白色の申告をつけていただきます。ですから、法人格を持っておられる個人に見えても、そのような方につきましては、法人税の確定申告というものがありますので、そこで確認をしますもので、上限が150万円というような対応になります。

また、その逆というところのこともおっしゃられたと思いますが、まず、どこでこの線引きをしていくかというところが非常に難しいところではございますけど、例えば税条例とかという、課税データということでありますと、1件1件チェックをしなければならないというようなこと、それは職員に限られた職員しかチェックができないというようなこともありますので、まずこの制度はスピード感を持って給付したいということもあり、決裁も課長決裁で手続きをしておるというようなところでございます。

実際、4月支給の現状でございますが、個人の10万円に達している件数というのは3件でございます。その2分の1ということで10万円以上の限度額に達してくるわけなんですけど、その開きというものは、それほど乖離はほとんどしていないというような状況であります。設定はいろいろところが妥当であったんではないかというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

(挙手する者あり)

○議長（山川直保君） 4番 田中義久君。

○4番（田中義久君） 4番、田中です。わかりました。大変ありがたいことだと思って聞いておりましたし、融資に合わせて20%という形であれば、いいご判断というふうにして受け止めております。ありがとうございます。

それで、3件目につきましては、これは下げろという話ではなくて、10万円のところが個人事業者だけど大きな損失を被っているところに対して、何かの評価のあり方によってもういっぱい10万円をつけれるんだとか、法人格を持ってみえるところと差があるのは当然だと思いますけど、そういうことにおいて言えば、法人と個人だけという、そのことによって10万円と150万円というのは、

ちょっと10万円の方が、場合によってはもう少し応援したほうがいいのかもかもしれないということですので、今の部長の答弁によれば、そういう問題は起きていないということであればいいわけですが、そういう意味では、市長さんにもひとつそういうことにつきまして、できるだけ弱くて小さいところに、案外手続きも大変だとか、いろいろなこともあるみたいですから、そういうところにも手の届くような形でやっていただきたいというふうに思います。

以上です。

◎発言の訂正

○議長（山川直保君）　ここで、議案第80号の説明で総務部長より訂正がございますので許可いたします。

総務部長　古田年久君。

○総務部長（古田年久君）　先ほど説明申し上げました歳入の説明の中で、16款を県支出金というふうに御説明を申し上げましたが、国庫支出金の誤りでございますので、大変申しわけございませんでした。

それから、議案第79号についても同様の説明をしたと思いますので、大変申しわけありませんでした。

よろしくお願いします。

○議長（山川直保君）　以上で質疑を終結します。

お諮りします。議案第80号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君）　異議なしと認めます。よって、議案第80号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君）　討論なしと認め、採決いたします。

議案第80号については原案のとおり承認することに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君）　異議なしと認めます。よって、議案第80号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第81号について（提案説明・採決）

○議長（山川直保君） 日程9、議案第81号 専決処分した事件の承認について（令和2年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号））を議題といたします。

説明を求めます。

健康福祉部長 和田美江子君。

○健康福祉部長（和田美江子君） それでは、議案第81号を説明いたします。

専決処分した事件の承認について（令和2年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号））。

上記について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年5月7日次のとおり専決処分をしたので報告し、承認を求める。令和2年6月10日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚めくっていただきまして、国民健康保険特別会計補正予算書（専決第1号）ということで、もう1枚めくっていただきまして1ページをお願いします。

令和2年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算書（専決第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億1,830万8,000円とする。令和2年5月7日専決、郡上市長 日置敏明ということで、予算の詳細につきましては、ただいま議案の80号で説明に使用しました事業概要説明一覧表で説明をいたします。

ページ数は3ページになります。

国民健康保険特別会計補正予算、歳入ということで、款5、特別交付金、保険給付費等交付金、特別調整交付金、補正額は100万円の増でございます。新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金支給制度の適用による増額でございます。補助率10分の10。

その下、歳出です。

款2、傷病手当金、補正額が100万円の増。これにつきましては、コロナウイルスの感染、または、疑いの場合で労務に服することができない、いわゆる給与が支払われない、一部が支払われない場合についての手当というふうになっております。概算で20人分を見込んでおります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第81号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第81号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 討論なしと認め、採決いたします。

議案第81号については原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第81号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで職員の入れかえを行います。そのままお待ちください。

◎議案第82号から議案第87号までについて（提案説明）

○議長（山川直保君） 日程10、議案第82号 郡上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程15、議案第87号 郡上市介護保険条例の一部を改正する条例についての6議案を一括議題といたします。

順次説明を求めます。

市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長（日置美晴君） 議案書をごらんいただきたいと思います。

議案第82号 郡上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和2年6月10日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するため、人事院が定める新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当の特例に準じ、感染症防疫等作業手当の支給に係る所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

おめくりをいただきますと改め文がございますが、その次のページに、新旧対照表がございますので、まずそちらを御覧いただきたいと思います。

この特殊勤務手当につきましては、著しく危険、不快、不健康または困難な勤務、その他著しく特殊な勤務で給与上、特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することは適当でないという業務に従事する職員に対し、その特殊性において支給をするものでございまして、その種類や支給額などがこのように条例の別表に列記をされております。

本改正では、この別表に感染症防疫等作業手当としまして、新型コロナウイルス感染症から市民

等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事した職員に対し、当該手当を支給する旨の規定を加えるものでございます。

これは新型コロナウイルス感染症が現在、指定感染症に指定されており、流行期にあるとともにワクチンでありますとか特に効果的な治療薬はないということで、これに関わる職員は高い感染リスクによる極めて緊迫した雰囲気の中で、平常時には想定されないような業務に従事しなければならないというようなことを踏まえまして、このような措置を行うものでございます。

手当支給の考え方につきましては、新旧対照表の次に添付しております資料の2、各改正内容のところを御覧いただきたいと思います。

原則としましては、この①のとおり、新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって、市長が定めるものに従事した職員には1日当たり3,000円を支給します。

作業の例としましては、感染症の患者もしくは感染症の疑いのある者の診察あるいは検査のための検体採取及びその補助でありますとか、感染症の患者もしくは感染症の疑いのある者の搬送あるいは重篤者等を除く感染症の患者の治療及び看護や感染症の患者が使用した物件の処理、また宿泊療養施設等が設置されたときには当該施設内での連絡調整などに従事した場合などを現在、想定しております。

また、さらに感染リスクの高い作業としまして、②のとおり、新型コロナウイルス感染症の患者もしくはその疑いのある者の身体に接触して、またこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他、市長がこれに準ずると認める作業に従事した職員には、1日当たり4,000円を支給することとしております。

この場合の作業の例としましては、感染症の患者のうち重篤者等を想定しておりますが、そういった皆さんに対する長時間にわたる治療や看護に当たる場合などを想定しております。なお、本条例の改正部分につきましては、国や県も同様ですが、新型コロナウイルス感染症が指定感染症に指定された日でございます、本年2月1日に遡って適用をいたしたいというふうに思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） 総務部長 古田年久君。

○総務部長（古田年久君） 議案第83号 郡上市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例について。

郡上市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。令和2年6月10日提出。郡上市長 日置敏明。

提案理由。ふるさと寄附金を受領年度に活用する場合における事務を円滑に行うため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚はねていただきまして、次のページが改め文でございます。

次のページには新旧対照表をつけてございますので、そちらのほうで説明をさせていただきます。

第4条には、「寄附者から収受した寄附金は、寄附金に積み立てるものとする。」という条文がございますが、ここに新たに「前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは寄附金を基金に積み立てることなく、第2条各号に掲げる事業の費用に充てることができる。」というものを追加するものでございます。

ふるさと寄附金につきましては、これまで受領年度に基金積立を行いまして、翌年度に取り崩して事業に充当をしてまいりましたけれども、受領年度の災害復旧費に充てる場合も過去にあったこと、それから今年度は市民の感染予防対策で市内事業者への継続対策に活用するため、「ふるさと郡上の「ストップ新型コロナ」を応援！」を活用先として新たに追加をしたところであります。

現在の状況に緊急に対応するためにも、市長が認めた場合は寄附金を基金に積み立てることなく、受領年の事業の費用に充てることができる旨の改正をするというものでございます。

なお、施行日につきましては、前ページに戻っていただきますが、公布の日から施行しまして、この条例による改正後の郡上市ふるさと寄附条例の規定は、令和2年4月1日から適用するものでございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第84号です。郡上市税条例等の一部を改正する条例について。

郡上市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。令和2年6月10提出。
郡上市長 日置敏明。

提案理由。地方税法等の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりいただいて、次のページからは改め文が12ページ続きます。その後に新旧対照表をつけてございますが、こちらのほうも32ページほど続きます。少し分かりづらいですので、添付の資料をこれもつけさせていただいておりますから、それでもって説明のほうをさせていただきたいと思いますので、「資料」というふうの上に書いてある資料を御覧いただきたいと思います。

それでは、議案第84号でございます。郡上市税条例等の一部を改正する条例について。

改正の趣旨ですが、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日及び令和2年4月30日に公布されたことに伴い、郡上市税条例の一部を改正するものでございます。

P番号につきましては——ページ番号ですが、新旧対照表のページでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、第1条から改正をお願いします。

第1条による改正ということで、1つ目に、個人市民税の非課税の範囲、第24条です。施行日は、令和3年1月1日です。

2ページをお願いいたします。

令和元年度の税条例改正におきまして、婚姻届は出していないが、児童扶養手当を受給し、前年の合計所得金額が135万円以下のひとり親に対する非課税措置としまして、新たに「単身児童扶養者」を追加し、「寡婦、寡夫又は単身児童扶養者」としましたが、令和2年度の国の税制改正によって、寡夫と単身児童扶養者をまとめて「ひとり親」とする寡婦控除制度の見直しが行われたため、第一段階として令和2年4月15日の臨時議会におきまして「寡婦、寡夫又は単身児童扶養者」を「寡婦又は寡夫」とする改正を専決承認していただきましたが、今回、さらに以下のとおり「寡婦又はひとり親」に変更を行うものでございます。

それから、2番目に、所得控除を規定する第34条の2でございます。施行日は、令和3年1月1日です。

市民税所得割を計算する上で、総所得金額から差し引く医療費控除等の所得控除を規定する条例第34条の2中、寡婦控除制度の見直しに係る下記の部分につきまして、字句の訂正を行うとともに、従来の寡婦控除について規定する地方税法等第314条の2第3項を削除する地方税法の改正に伴いまして、引用条文の項ずれによる変更を行うものでございます。

3つ目に、市民税の申告を規定する第36条の2でございます。施行日は、令和3年1月1日です。

市民は3月15日までに市民税の申告をしなければなりません、給与や公的年金受給者で年末調整を受けた方については、申告の義務はない旨を規定した条例第36条の2中、寡婦控除の見直しに係る地方税法の改正に伴う引用条文の項ずれの変更を行うものでございます。

4つ目に、たばこ税の課税標準を規定する第94条第2項、第4項でございます。施行日は、令和2年10月1日です。

たばこ税の課税標準は、紙巻きたばこ1本当当たりの重量を基準とした本数であって、葉巻たばこ、パイプたばこ、刻みたばこなどの区分ごとにその重量が定められております。

現行は、葉巻たばこ1グラムで紙巻きたばこ1本としておりましたが、今回の改正で、1本当たり0.7グラム未満の葉巻たばこについて、紙巻きたばこ0.7本分に換算する規定を第2項に追加をします。

さらに、各種たばこの重量につきまして、その区分ごとに紙巻きたばこの本数に換算し合計する方法を規定する第4項におきまして、葉巻たばこについての本数換算は第2項の追加事項のとおり重量には比例しないものですから、第2項の追加事項を除く旨を規定する字句の追加を行うものでございます。

5つ目に、延滞金の割合等の特例を規定する附則第3条の2、第1項、第2項でございます。施行日は、令和3年1月1日です。

延滞金の割合の特例を規定する条例第3条の2において、第1項については低金利が続く現状に合わせまして、4ページの最上段に記載のとおり、納期限から1か月を経過する日までは2.6%、

その後、納税までの間は8.9%と定率に変更する旨を規定しており、このうち特例基準割合についての字句の変更を行うものでございます。

第2項につきましては、法人市民税の申告書を提出する義務のある法人または連結子法人が申告の納期限の延長を申請している場合の延滞金の割合は、特例基準割合1.6%としていたものを、これも低金利が続く現状に合わせまして、平均貸付割合0.5%を加算した割合で1.1%とその変更を行うものでございます。

4ページをお願いします。

6、納期限の延長に係る延滞金の特例を規定する附則第4条第1項でございます。施行日は、令和3年1月1日です。

法人市民税の申告期限の延長に伴う延滞金算定の特例について、日本銀行が金融機関に貸し出す金利——旧公定歩合と言っておりましたが、これが年5.5%を超えている期間は、次の式を使用しますが、5.5%を下回った場合は、前条の2項による率1.6%から1.1%とする附則第4条第1項中、前条第2項の変更に伴いまして、字句の変更を行うものでございます。

7つ目に、長期譲渡所得に係る個人市民税の課税の特例を規定する附則第17条第1項です。施行日は、令和2年10月1日です。

現在、増加傾向にある空き地や未利用地の活用促進を促すこと、そしてこれらが将来的に所有者不明土地になる可能性もあることから、所有期間が5年を超える土地、建物、構築物等を譲渡した場合は他の所得と区分しまして、3%の税率によって所得割を課税する旨を規定する附則第17条第1項中、譲渡所得の特別控除額100万円を規定する租税特別措置法第35条の3第1項が追加されたことに伴いまして、引用条文の追加を行うものでございます。

8番目に、優良住宅地の造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例を規定する附則第17条の2第3項です。施行日は、令和2年10月1日です。

附則第17条の2第1項は、地方公共団体等が行う優良住宅地及び確定優良住宅地の造成のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の分離課税税率、本則5%ですが、特例で4%という特例を規定しておりますけれども、ほかに収用の5,000万円控除の特例等を受けている場合につきましては、該当しない旨の規定をする同条第3項中、前条の第1項の空き地等の譲渡の特例100万円の特別控除を規定する租税特別措置法第35条の3が追加されたことに伴う項ずれの変更を行うものでございます。

次に、第2条による改正でございます。

9つ目として、納期限後に納付し、また納入する税金または納入金に係る延滞金を規定する第19条でございます。施行日は、令和4年1月1日でございます。

第1項及び第1項第4号、第1項第5号、6ページの第1項第6号につきましては、地方税法の

改正により、連結納税制度がグループ通算制度に改正されたことに伴いまして、法人税割額の課税標準となる国税の法人税額の算定においても、控除及び加算方法の改正が行われましたので、各市税における納期限後の納付金に加算して納める延滞金を規定する第19条中の字句の変更と引用条文の項ずれの変更を行うものでございます。

10番目に、年当たりの割合の基礎となる日数を規定する第20条です。施行日は、令和4年4月1日です。

延滞金額の計算をする際に定める年当たりの割合につきましては、年366日のうるう年につきましても、365日当たりの割合とする旨を規定した第20条中、後ほど説明する15番目の改正で、第52条第4項以降が削除されることになりましたので、引用条文の削除を行うものでございます。

11番目に、市民税の納税義務者等を規定する第23条です。施行日は、令和4年4月1日です。

法人でない社団または財団——自治会等でありますけれども、代表者または管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行う場合は法人とみなし、法人市民税を課する旨を規定しました第23条第3項中、以下の字句の変更を行って法人均等割の課税における定義を追加するものでございます。

また、法人市民税の申告納付を規定する第48条中、連結法人の申告についての法人税法の改正に伴いまして、同条第9項が削除されたことによる引用条文の改正及びエルタックス申告における災害時の書面申告の承認と、復旧後の届出等を規定した第13項から第16項を新たに適用除外とする変更を行うものでございます。

12、均等割の税率を規定する第31条です。施行日は、令和4年4月1日です。

法人市民税における均等割額を規定する第31条第2項の表中、グループ会社における連結納税制度が、各子会社が個別に申告納税をする制度に改正されることに伴いまして、これに関連する税額の計算方法を規定した法第292条第1項第4号の2から第4号の4までが削除されることによりまして、引用する条文の変更を行うものです。また、同様の改正によりまして、法人の均等割の税率を規定する法第312条第3項が削除されたことに伴いまして、条文の変更について行うものでございます。

13番目に、法人の市民税の申告納付を規定する第48条です。施行日は、令和4年4月1日です。

法人市民税の申告納付についての第1項から、11ページの第17項までの各項は、項ごとの説明書きに代えて説明は省かせていただきますが、全てが単に租税特別措置法及び地方税法、法人税法の改正による引用条文の変更及び項ずれの変更、それから項の削除、次の項の繰り上げを行うものですので、よろしくお願ひしたいと思います。

11ページをお願いします。

14番目に、法人の市民税に係る不足税額の納付の手続を規定する第50条第2項、第3項、第4項でございます。施行日は、令和4年4月1日でございます。

第2項につきましては、法人市民税の納税義務のある法人について、調査によって税額が変更された場合は通知するとともに、不足税額がある場合はその通知の日から1か月を経過する日を納期限として、納期限から納入の日までの期間に応じて延滞金を加算する旨を規定した第2項中、連結納税制度が改正され、グループ通算制度になる地方税法の改正に伴いまして、引用条文及び項ずれの変更を行うものでございます。

12ページをお願いします。

第3項は、法人市民税の当初の申告をした日から1年を経過する日後に市が更正の通知をする場合は、1年を経過する日の翌日から当該通知をした日までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間からは除外する旨を規定する第3項中、連結子会社と連結完全支配関係にある親法人等については、国税である法人税に係る修正申告または更正の決定を受けた日とする旨を規定した部分の削除及び地方税法の改正に伴う引用条文の項ずれの変更を行うものでございます。

第4項につきましては、第2項に規定する不足税額に係る延滞金が加算された場合、当初の申告の後、税額を減少させる更正があった後に、さらに増額の更正があった場合に限って増額の申告から納付の通知までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から除外する旨を規定する第4項中、連結納税制度が改正され、グループ通算制度となる地方税法の改正に伴い、引用条文及び項ずれの変更を行うものでございます。

15番目に、法人市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金を規定する第52条第4項、第5項、第6項でございます。施行日は、令和4年4月1日です。

地方税法の改正によりまして連結納税制度が改正され、子会社ごとに申告義務が発生することとなったため、連結納税制度の延滞金に係る規定である、以下、条例第52条第4項から第6項を削除するものでございます。

13ページをお願いします。

16番目に、たばこ税の課税標準を規定する第94条第2項でございます。施行日は、令和3年10月1日です。

たばこ税の課税標準について、令和2年10月1日施行予定の2ページの4、たばこ税の課税標準の改正によりまして、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定は、当該葉巻たばこの1本を紙巻きたばこの0.7本に換算するものとする規定を令和3年10月1日には、葉巻たばこ1本当たりの重量が1グラム未満の場合についても紙巻きたばこ1本に換算する改正を行うものでございます。

17番目に、延滞金の割合等の特例を規定する附則第3条の2第2項です。施行日は、令和4年4月1日です。

第52条第1項及び第4項に規定する連結法人を含めた法人の延滞金の率は、当分の間、特例基準

割合1.6%とする旨の規定をした附則第3条の2第2項中、前ページの第52条第4項が削除されたことに伴いまして、その引用条文を削除するものでございます。

以上、一連の連結納税制度からグループ通算制度への改正は、法人税及び法人市民税の申告方法についての改正でございまして、税額には影響がないよう調整が図られておるものでございます。

第3条による改正です。

18、たばこ税の課税標準を規定する第94条第3項です。施行日は、令和2年10月1日です。

加熱式たばこの場合は、本数換算に用いる率を平成30年度から令和4年度まで5段階で改正することとなっており、次ページ、中段の経過措置の表中、網かけ部分で第3段階に当たる率の改正を行うものでございます。

また、同項第3号における電子たばこの換算方法の規定中、所得税法等の一部を改正する法律の附則第48条第1項第1号が、第2号に変更されたことによる引用条文の項ずれの変更を行うものでございます。

19番目に、たばこ税の税率を規定する第95条です。施行日は、令和2年10月1日です。

平成30年度地方税法の改正により、たばこ税の税率が令和3年10月1日までの3年間で段階的に増額となりますが、令和2年10月1日時点において430円増額し、紙巻きたばこ1,000本当たり6,122円とする改正を行うものでございます。

第4条による改正です。

20番目に、たばこ税の課税標準を規定する第94条第3項です。施行日は、令和3年10月1日です。

13ページ、第3条による改正の加熱式たばこの紙巻きたばこ本数への換算方法について、14ページの中段の表のとおり、令和3年10月1日から全5段階のうちの第4段階の改正が行われるため、次のように係数の改正を行うものでございます。また、加熱式たばこの換算方法を規定する法律の表記を「たばこ税法」に変更するものでございます。

21番目に、たばこ税の税率を規定する第95条です。施行日は、令和3年10月1日です。

たばこ税の税率について、令和3年10月1日までの3年間で段階的に増額となりますが、最終年の令和3年10月1日時点で430円増額し、紙巻きたばこ1,000本当たり6,552円に改正をするものです。

第5条による改正です。

22番目で、製造たばことみなす場合を規定する第93条の2です。施行日は、令和4年10月1日です。

加熱式たばこを製造たばことみなすことを規定した第93条の2中、紙巻きたばこへの換算方法を規定する第94条第3項第1号が、次の23の改正によって削除されるため、これを引用する条項を削除するものでございます。

次、23、たばこ税の課税標準を規定する第94条第3項から第10項でございます。施行日は、令和4年10月1日です。

加熱式たばこの本数の紙巻きたばこの本数への換算方法について、段階的改正の最終段階である令和4年10月1日の改正で、1グラム1本とする従来の換算方法を示す第1号を削除しまして、重量による換算方法（第2号）と小売価格による換算方法（第3号）の合計による換算方法とする改正を行うものでございますが、これによって第3項から第10項までの各項における、これを規定する部分の削除及びそれに伴う項ずれの変更を行うものでございます。

17ページをお願いします。

第6条による改正。

24として、読替規定を規定する附則第10条でございます。施行日は、令和3年1月1日です。

各法令に基づいて固定資産税の課税標準の特例を規定する地方税法第349条の3の4から第349条の5における鉄道や震災等により滅失した償却資産に代わる償却資産及び大規模償却資産についての規定が適用される場合を規定していた、下記、①、②につきまして、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金控除の特例及び同感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例が追加されたことによりまして、引用条文の項ずれの変更を行うものです。

25番目に、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合を規定する附則第10条の2第17項でございます。施行日は、令和3年1月1日です。

産業の生産性を短期間で向上させるための「生産性向上特別措置法」におきまして、中小事業者等が行う先端設備導入に係る固定資産税——償却資産ですが、これについて市長の承認により、課税標準額を3年間ゼロとする減額措置が取られておりますが、このたびの新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する目的で、対象資産の中に事業用家屋及び構築物を加えることとなったものでございます。

これに対する減額の適用期間は、新たに固定資産税が課税されることになった年から3年間とする地方税法附則第64条が追加されたことによりまして、条例において、これを規定する附則第10条の2第17項における引用条文及び項ずれの変更を行うものでございます。

26、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例を規定する附則第24条でございます。施行日は、令和3年1月1日です。

新型コロナウイルス感染症等の蔓延防止措置が納税者に及ぼす影響の緩和を図るため、不特定多数から入場料金、参加料金その他の対価の支払いを受ける行事であって、地方公共団体等からの要請によって行事の中止や延期等を行ったと認められる場合について、入場料や参加料等の払戻し請求権を放棄し、文部科学大臣の認定を受けた場合については、払戻し請求権相当額を寄附金として税額控除の対象とする旨の規定を新設するものでございます。

それから、27、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例を規定する附則第25条でございます。施行日は、令和3年1月1日です。

新型コロナウイルスの蔓延防止措置により、納税者に及ぼす影響の緩和を図るため、「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」が定められましたけれども、取得した住宅への入居が令和2年12月31日までにできなかった場合は、この法律によりまして控除適用期間を1年延長する措置が取られることとなりましたので、これを規定する附則第25条を追加するものでございます。

第7条による改正です。

28番目として、市民税に関する経過措置を規定する令和元年条例第9号でございます。施行日は、令和3年1月1日です。

令和元年条例第9号において、改正した法人市民税の税率に関する経過措置について規定する第2条及び軽自動車税における環境性能割について経過措置を規定した第5条中、令和2年度分が新条例となりますので、「新条例」とあるものを「元年新条例」というふうに字句の訂正を行うものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） 消防長 笹原克仁君。

○消防長（笹原克仁君） 議案第85号 郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。

郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の一部を次のとおり定めるものとする。
令和2年6月10日提出。郡上市長 日置敏明。

提案理由としましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額等を改めるため、この条例を定めようとする。

1枚おめくりいただきまして、次のページが改め文となっております。

それから、次のページから3枚にわたりまして新旧対照表をつけてございます。新旧対照表の後に資料をつけてございますので、こちらのほうで御説明をさせていただきます。

郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の概要、改正理由。

最近の社会経済情勢に鑑み、消防団員の処遇の改善を図る観点から、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が一部改正され、これに準じて非常勤消防団員及び消防従事者等の損害補償に係る補償基礎額等を改めるものです。

主な改正点としましては、1番目に、非常勤消防団員の補償基礎額を次のとおり引き上げる。表がついてございます。表の御説明につきましては、階級、勤続年数、補償基礎額の改正前、改正後、

増額、この順に御説明をさせていただきます。

団長及び副団長、10年未満1万2,400円から1万2,440円、40円の増額です。10年以上20年未満1万3,300円から1万3,320円、20円の増額でございます。20年以上につきましては、1万4,200円から改正はございません。

分団長及び副分団長、10年未満1万600円から1万670円、70円の増額でございます。10年以上20年未満1万1,500円から1万1,550円、50円の増額です。20年以上1万2,400円から1万2,440円、40円の増額です。

部長、班長及び団員、10年未満8,800円から8,900円、100円の増額です。10年以上20年未満9,700円から9,790円、90円の増額です。20年以上1万600円から1万670円、70円の増額でございます。

2番目に、消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を8,800円から8,900円に引き上げる。

3番目に、障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率を100分の5から、事故発生日における法定利率に改める。これが改正の概要でございます。なお、この条例の施行期日につきましては、改め文の2ページ目の附則を御覧いただきたいと思います。

こちらの施行期日としましては、この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の郡上市消防団員等公務災害補償条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） 健康福祉部長 和田美江子君。

○健康福祉部長（和田美江子君） それでは、議案第86号を説明いたします。

郡上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

郡上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。令和2年6月10日提出。郡上市長 日置敏明。

提案理由としましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、放課後児童支援員の資格要件の拡充を図るため、この条例を定めようとするものであります。

1枚めくっていただきますと、改め文になっております。

主な改正点は、放課後児童支援員の認定資格研修の受講機会の拡充を図るため、運営基準を改正し、放課後児童支援員の資格取得について「中核市の長が実施した研修を修了したものを含む。」とするものでございます。

次のページの新旧対照表を御覧ください。

旧にあります第10条第3項中の「都道府県知事又は地方自治法の指定都市の長が行う研修を修了

したもの」といったところを、新にありますとおり「指定都市若しくは同法の中核市の長が行う研修を修了したものに改める。」といったものでございます。

この条例は、公布日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第87号を説明いたします。

郡上市介護保険条例の一部を改正する条例について。

郡上市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。令和2年6月10日提出。郡上市長 日置敏明。

提案理由としましては、介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者に対する介護保険料の軽減を強化するため、この条例を定めるものでございます。

議案書に添付しております資料のほうで説明をいたします。

主な改正内容としましては、介護保険料は所得段階に応じまして9段階に分かれております。その内容は、令和元年10月に消費税率が8%から10%に引き上げられ、低所得者対策として第1段階から第3段階の介護保険料を軽減するものというふうになっております。この第1段階から第3段階というのは、世帯全員が住民税非課税というところで全体の26.8%を占めております。

令和元年度は増税が10月実施のため、本来の軽減率の2分の1、半年分ですが、それを実施し、令和2年度から完全実施となるものでございます。

添付の資料の中に月額としまして、第1段階は1,800円を1,440円に、第2段階は2,520円を1,920円に、第3段階は3,660円を3,480円に軽減するものでございます。

議案書の中の新旧対照表を御覧ください。

令和2年度における保険料の特例としまして、第16条に年額で、第1段階は1万7,280円に、第2段階は2万3,040円に、第3段階は4万320円に軽減すると附則に加えるものでございます。

この条例は、公布日から施行し、この条例による改正後の郡上市介護保険条例の規定は、令和2年4月1日から適用するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） 以上で説明を終わります。質疑につきましては、会期日程に従い、改めて行います。

ここで昼食のため、暫時休憩といたします。再開は午後1時からといたします。

（午後 0時00分）

○議長（山川直保君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後 1時07分）

◎議案第88号から議案第90号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（山川直保君） 日程16、議案第88号 令和2年度郡上市一般会計補正予算（第2号）についてから、日程18、議案第90号 令和2年度郡上市病院事業会計補正予算（第1号）についてまでの3議案を一括議題といたします。

順次、説明を求めます。

総務部長 古田年久君。

○総務部長（古田年久君） それでは、議案第88号から議案第90号まで、3会計の補正予算案の議案につきまして、読み合わせさせていただきます。

議案第88号 令和2年度郡上市一般会計補正予算（第2号）について。

議案第89号 令和2年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第1号）について。

議案第90号 令和2年度郡上市病院事業会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。令和2年6月10日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりをいただきまして、一般会計の補正予算書（第2号）でございます。1ページをお願いいたします。

令和2年度郡上市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億3,786万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ324億6,414万3,000円とする。

2条、地方債の追加及び変更は、第2表地方債補正による。

5ページをお願いいたします。第2表地方債補正の表でございます。1つ目、上段でございますが、追加でございます。起債の目的は、学校教育施設等整備事業です。小中学校の情報通信ネットワーク環境整備事業でございます。限度額8,410万円、起債の方法、普通貸借または証書借入れでございます。利率償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

下段の表は変更でございます。補正後の事項のみ読み上げさせていただきますのでお願いします。

起債の目的、公共事業等、限度額1億940万円、1,390万円の減額でございます。それから辺地対策事業8億2,890万円、2,150万円の増額でございます。合計としまして、24億9,540万円、763万円の増でございます。

これらは、公共急傾斜地崩壊対策事業の公共事業等債への追加及び県営ため池整備事業及び県営経営体基盤整備事業において、充当率及び交付税の算入率の高い辺地債に変更をしたことによるものでございます。よろしくお願いします。

それから、次の介護保険特別会計補正予算書をお願いします。第1号でございます。1ページを

お願いします。

令和２年度郡上市の介護保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億1,504万6,000円とするものでございます。

次に、病院事業会計の補正予算書（第１号）をお願いします。１ページでございます。

第１条、令和２年度郡上市病院事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第２条に、収益的収入及び支出がありますが、今回は郡上市民病院のみの補正でございます。

下を見ていただきますと、収入の第１款でございますが、医業外収益及び支出の第１款１項の医業費用を、それぞれ増額、48万2,000円を増額し、補正後の郡上市民病院事業費を、一番右側の一番下でございますが、45億9,473万9,000円とするものでございます。

以上、３会計につきまして、補正予算の上程でございます。それぞれ事業概要説明一覧表に明細を記載しておりますので、これを参考に御審議いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（山川直保君） ただいま説明のありました議案第88号から議案第90号までの３議案につきましては、議案付託表のとおり予算特別委員会に審査を付託したいと思います。

なお、質疑については、予算特別委員会で行うこととし、ここでは省略いたします。

お諮りします。ただいま予算特別委員会に付託しました議案第88号から議案第90号までの３議案につきましては、会議規則第44条第１項の規定により、６月11日午後４時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第88号から議案第90号までの３議案につきましては、６月11日午後４時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

◎議案第91号について（提案説明・採決）

○議長（山川直保君） 日程19、議案第91号 和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

説明を求めます。

偕楽園園長 松井良春君。

○郡上偕楽園長（松井良春君） 議案第91号 和解及び損害賠償の額の決定について。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第96条第１項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。令和２年６月10日、郡上市長 日置敏明。

１、損害賠償による和解の内容。平成29年３月、郡上偕楽園（特別養護老人ホーム）入所者が褥

瘡を発症したが、対応が遅れたことにより症状が悪化し、平成29年4月3日から令和2年1月31日まで長期入院治療が必要となった。市は、示談により損害を賠償する。

2、損害賠償の相手方は、記載のとおりです。

3、損害賠償の額、905万6,788円です。1枚おめくりください。

1番、事故の概要ですが、平成29年3月に、郡上偕楽園に入所中の相手方が褥瘡を発症した際に、主治医の指示によりドレッシング材による処置を行っていましたが、患部の状態が予想以上に悪化する中で医療機関への受診等の対応が遅れました。その結果、平成29年4月3日に郡上市民病院へ入院となり、治療を続けた結果、ようやく完治し、令和2年1月31日に退院されました。入院日数は1,033日です。

過失割合は、市が100%です。

損害賠償905万6,788円の内訳として、治療費分が630万5,988円、慰謝料分として275万800円です。

偕楽園では、今回の事故について、十分な検証を行い、職員が一丸となって再発防止に努めております。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（山川直保君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第91号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第91号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第91号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第91号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第92号について（提案説明）

○議長（山川直保君） 日程20、議案第92号 財産の無償譲渡について（美並町山田地内）を議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 古田年久君。

○総務部長（古田年久君） 議案第92号 財産の無償譲渡について（美並町山田地内）。

次のとおり、財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号及び同法第237条第2項の規定により、議会の議決を求める。令和2年6月10日提出、郡上市長 日置敏明。

1、譲渡する財産、種別は土地でございます。所在地につきましては、美並町山田小浅柄1231番1及び同1231番2でございます。面積につきましては1231番1のほうが16万8,595平方メートル、2のほうが16万5,917平方メートルでございます。地目につきましては両方とも山林、面積の合計としましては33万4,512平方メートルでございます。

2、譲渡の相手方、郡上市美並町山田1493番地39、くじ本自治会。

3、譲渡の理由、くじ本自治会が実質上所有する市名義の土地を当該自治会に譲渡するものでございます。

1枚おめくりをいただきまして、美並町の全図に該当箇所を明示しておりますが、美並町の北部になります。少し見づらいですから、裏面の拡大した衛星写真のもの、地図を御覧ください。東海北陸自動車道の瓢ヶ岳パーキングを出まして、八幡のほうへ向かいまして、最初の山田トンネルのすぐ西側にあるのが、この土地でございます。

この土地につきましては、くじ本組が岐阜県林業公社、現在は岐阜県森林公社でございますが、これと分収造林契約を結ぶために、昭和54年1月17日に美並村に名義を変更し、所有権保存登記を行ったものでございます。このことに関する美並村との契約書も取り交わされております。認可地縁団体の承認がなされたものですから、このたび財産の無償譲渡を行おうとするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） 以上で説明を終わります。

質疑につきましては、会期日程に従い、改めて行います。

ここで担当職員の入れ替えを行いますので、そのままお待ちください。

◎議案第93号について（提案説明・採決）

○議長（山川直保君） 日程21、議案第93号 物品売買契約の締結について（消防ポンプ自動車購入）を議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 古田年久君。

○総務部長（古田年久君） 議案第93号 物品売買契約の締結について（消防ポンプ自動車購入）。

次のとおり、物品売買契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得

又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。令和2年6月10日提出、郡上市長 日置敏明。

- 1、契約の目的、消防ポンプ自動車の購入。
- 2、契約の方法、指名競争入札による。
- 3、契約金額、4,202万円。
- 4、契約の相手方、岐阜市金園町3丁目25番地、株式会社ウスイ消防、代表取締役 臼井潔。
- 5、納入場所、郡上市八幡町殿町7番地6、郡上市大和町剣1290番地1。
- 6、物品の内容、消防ポンプ自動車2台でございます。

1枚おめくりをいただきまして、資料をつけておりますので、重複箇所は省略させていただきますが、説明をします。

1、物品名は、CD-1型消防ポンプ自動車です。

2、納入場所については、八幡方面隊第1分団第1部（殿町）及び大和方面隊の第3分団第1部剣です。

納入期限につきましては、令和2年11月30日でございます。

6番の物品購入のところ、物品の内容ですが、車両仕様としましては、CD-1型消防専用シャーシ仕様4WDでございます。ディーゼルエンジン、排気量は4000cc以上、150馬力以上、寒冷地仕様でございます。

ポンプの仕様につきましては、高圧2段バランスタービンポンプA2級ということでございます。

裏面のほうをお願いいたします。入札結果でございます。市内業者1社を含みます9社の入札によりまして、ウスイ消防が落札をしたものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第93号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第93号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 討論なしと認め、採決いたします。

議案第93号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第93号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第94号について(提案説明・質疑・採決)

○議長(山川直保君) 日程22、議案第94号 物品売買契約の締結について(消防小型動力ポンプ積載車購入)を議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 古田年久君。

○総務部長(古田年久君) 議案第94号 物品売買契約の締結について(消防小型動力ポンプ積載車購入)。

次のとおり、物品売買契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。令和2年6月10日提出、郡上市長 日置敏明。

1、契約の目的、消防小型動力ポンプ積載車の購入。

2、契約の方法、指名競争入札による。

3、契約金額、1,996万5,000円。

4、契約の相手方、岐阜市金園町8丁目11番地、岐阜ヤナセ株式会社、代表取締役 近藤登志満。

5、納入場所、郡上市八幡町美山2377番地1、郡上市白鳥町中津屋225番地1、郡上市高鷲町西洞3197番地1。

6、物品の内容、消防小型動力ポンプ積載車3台でございます。

1枚おめくりをいただきまして、資料のほうで重複箇所を省略して説明させていただきます。

1、物品名は、消防小型動力ポンプ積載車でございます。

納入場所につきましては、八幡方面隊の第5分団第1部(美山)及び白鳥方面隊第2分団第2部(中津屋)、それから高鷲方面隊第3分団第1部(西洞)でございます。

納入期限につきましては、令和2年11月30日でございます。

6、仕様の内容ですが、車両仕様としましては、令和2年式ダブルキャブ4WDです。排気量は2500cc以上、寒冷地仕様でございます。

裏面を御覧いただきまして、入札結果でございます。こちらも市内業者1社を含む9社の入札によりまして、岐阜ヤナセが落札をしたものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（山川直保君） 14番 兼山悌孝君。

○14番（兼山悌孝君） 先ほどの前の議案にも言っておるんですけども、消防ポンプの前からオートマ車しか乗れない団員がおるということで、限定解除をするのは進んでおるんですか、お聞きします。

○議長（山川直保君） 総務部長 古田年久君。

○総務部長（古田年久君） なかなか特殊な車両でございますので、車のギアとポンプのギアが連動しておるような部分もありますから、なかなか難しい部分もあるかと思いますが、もしそういうような車両が出てきた場合には、そういうふうに移行ができるようにはしたいと思っております、現在は、多分ミッション式の車両だと思いますので、そういう状況になれば、また仕様のほうを。

すいません、団員のほうの限定解除ですね。それは、ちょっと今資料、細かいところは持っておりませんが、現在は、やっぱりオートマの免許が多くなっておると思いますので、そういったことに消防車両も対応できるようなふうで、将来的にはなっていけるような方策を模索していきたいというふうに思っております。

○議長（山川直保君） 今の答弁のほうですけれども、ちょっと的を得ておらないので、もしこれ調べられましたら調べて、再度答弁をお願いしたいと思います。

（挙手する者あり）

○議長（山川直保君） 14番 兼山悌孝君。

○14番（兼山悌孝君） 今議長が言われたように、前年、限定解除を進めていくというふうの方針も決まっておりますので、今まで団員の中でオートマの条件付でギア車に乗れないという団員がかなりあったということで団員の中にも問題にはなっておりますので、一遍、どのぐらい進めておられるか調べてほしいと思います。

○議長（山川直保君） それでは、以上で質疑を終結します。

お諮りします。議案第94号については、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第94号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 討論なしと認め、採決いたします。

議案第94号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第94号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第95号について(提案説明・質疑・採決)

○議長(山川直保君) 日程23、議案第95号 物品売買契約の締結について(水槽付消防ポンプ自動車整備事業)を議題といたします。

説明を求めます。

消防長 笹原克仁君。

○消防長(笹原克仁君) それでは、議案第95号について説明をさせていただきます。

物品売買契約の締結について(水槽付消防ポンプ自動車整備事業)。

次のとおり、物品売買契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。令和2年6月10日提出、郡上市長 日置敏明。

- 1、契約の目的、水槽付消防ポンプ自動車の購入。
- 2、契約の方法、指名競争入札による。
- 3、契約金額、5,192万円。
- 4、契約の相手方、岐阜市金園町3丁目25番地、株式会社ウスイ消防、代表取締役 臼井潔。
- 5、納入場所、郡上市美並町白山423番地1。
- 6、物品の内容、水槽付消防ポンプ自動車1台。

1枚おめくりいただきまして、資料が添付してございますので、こちらのほうを御覧いただきたいと思います。重複部分については省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

- 1、物品名、水槽付消防ポンプ自動車。
- 2、納品場所、郡上市美並町白山423番地1、郡上市消防本部郡上中消防署南出張所。
- 3、納入期限、令和3年3月20日。

契約の相手方は省略させていただきます。

6、物品の内容、水槽付消防ポンプ自動車1台、車両の仕様につきましては、キャブオーバー型ダブルシート、消防車専用3トンシャシ、車両総重量、約7トン、乗車人員、5名、4輪駆動の低床でございます。PTO、これはエンジン動力取出し装置でございます。あと、ブレーキロック装置。

次に、艤装でございますが、ハイルーフキャブLED赤色警光灯一体型、一段ボリュートポンプ

A2級、CAFS——これは「CAFS」で「キャプス」と読みます。こちらは圧縮空気、泡消火装置、こちらのほうを装備しております。積載水600リットル、吸管巻取り装置。

資器材としましては、あとエンジンカッター、可燃性ガス測定器、簡易画像探索器、こちらのほうを資器材として積載します。

1枚おめくりいただきまして、参考図として車両の外観図、こちらのほうを添付していますので御覧いただきたいと思います。

あともう1枚おめくりいただきまして、入札結果につきましては、応札が9社ございまして、うち市内が1社あり、一番低価格なウスイ消防、こちらのほうに決定いたしました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（山川直保君） 14番 兼山悌孝君。

○14番（兼山悌孝君） 14番、兼山です。これは買い替えですか。買い替えですと、この前のやつは処分されるんですか。

○議長（山川直保君） 消防長 笹原克仁君。

○消防長（笹原克仁君） こちら、北消防署の車両更新ということで更新させていただきまして、北消防署のほうへは南出張所の水槽付消防ポンプ自動車、こちらのほうを配備するという形になってございます。

○議長（山川直保君） そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 以上で質疑を終結します。

お諮りします。議案第95号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第95号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 討論なしと認め、採決いたします。

議案第95号について、原案のとおり可とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第95号は、原案のとおり可とすることに

決定いたしました。

◎議案第96号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（山川直保君） 日程24、議案第96号 物品売買契約の締結について（建設機械（雪寒機械）購入）を議題といたします。

説明を求めます。

建設部長 小酒井章義君。

○建設部長（小酒井章義君） それでは、議案第96号について説明をさせていただきます。

物品売買契約の締結について（建設機械（雪寒機械）購入）。

次のとおり、物品売買契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。令和2年6月10日提出、郡上市長 日置敏明。

1、契約の目的、建設機械（雪寒機械）の購入。

2、契約の方法、指名競争入札による。

3、契約金額、2,557万5,000円。

4、契約の相手方、郡上市白鳥町中津屋777番地1、コマツカスタマーサポート株式会社、中部カンパニー建機営業部岐阜支店郡上出張所所長、小木曾万恭。

5、納入場所、郡上市高鷲町大鷲2349番地1。

6、物品の内容、ロータリー付除雪ドーザ1台。

1枚おめくりいただきますと資料がついてございます。重複部分につきましては、省略をさせていただきます。説明をいたします。

2番の納入場所ですけど、郡上市の高鷲振興事務所になります。

3番、納入期限でございます。令和2年11月30日としてございます。

6番の物品内容でございます。ロータリー付除雪ドーザ1台、仕様につきましては、車体部、水冷のディーゼル機関、除雪装置は2ステージ型でございます。ロータリー除雪の装置は2.5メートル級、定格出力が77キロワット以上です。その他としまして、運行記録計、前面の熱線ガラス、タイヤチェーン、床マット、エアコン等の附属品でございます。

1枚おめくりいただきますと、入札結果表が資料として添付してございます。今回につきましては、除雪機械で登録のあります16社の指名選定の競争入札で、2社の応札がございました。これによりまして低価格者の決定となったものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（山川直保君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

(挙手する者あり)

○議長（山川直保君） 6番 三島一貴君。

○6番（三島一貴君） 6番、三島です。今4つのこの契約が出ましたが、一つ質問をさせていただきたいと思いますが。この落札結果を見ますと、市内事業者が参加する入札において、ほぼ全てが市外業者という形だと思われるんですが、そのあたりを見て、市としてはどう思われているのか、考えられておるのか、どう見られておられるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（山川直保君） 総務部長 古田年久君。

○総務部長（古田年久君） 議員、今御指摘の件でございますが、消防ポンプ自動車、消防車につきましては、市内業者1社を指名の中に加えております。決して市内の業者を排除しておるというような状況ではなくて、応札が可能な業者につきましては加えさせていただいておるということで、たまたま結果として市外業者になってございますが、決して市内のほうを排除しているわけではないということで、ずっと以前は、消防自動車で指名願の出ている市内業者全ての方を指名して入札をしておりましたが、全然応札がない状況が続きましたので、そこで一端整理をさせていただいて、応札のあった市内業者1名を現在のところは指名をしている状況でございますが、もし指名願、出してみえる業者の方で、また応札できるようになったから応札したいというようなことがございましたら、当然、こちらとしましては排除することはしませんので、また言っていただければいいと思いますし、また、入札に関して分からないようなことがあれば、相談をしていただければいいと思いますので、決して市内業者を排除をしているわけではないということだけは御理解をいただきたいというふうに思います。

(挙手する者あり)

○議長（山川直保君） 6番 三島一貴君。

○6番（三島一貴君） ありがとうございます。何を言いたいかといいますと、僕、過去に議員になったばかりのときに一般質問もいたしました。とにかくこの行政、郡上市役所が出す仕事を市内業者へ、とにかく利用していただきたいということをお話を、質問を踏まえてお願いをしたと思います。

こうやって見ておりますと、やはり市外業者が購入していく、やはり入札ですので、安ければ、その市外の業者でも取っていくということは決まりですので仕方ありませんが、ただ考え方として、安ければいいという考え方であるのであれば、それはちょっと考え直していただきたいなということでもあります。

市内業者に購入していただければ、やはりその市内業者が事業者として潤っていきますし、地域内の循環もあります。また、雇用という面で、この地域でしっかりと仕事をしていただければ雇用をしていただけるようなことで、市民の働き場の確保ということもあつたりとか、やはりこういっ

たことで、安ければいいだけではなくて、しっかりと市内業者を育てていただくというのも市の仕事ではないのかなと思っております。

今回、この入札結果を事前に頂きましたので、少しではありますが、数社、僕の知っている範囲内で聞き取りをしてきました。もちろん、参加している業者もあれば、辞退をしている業者もあります。正直に話を聞いてきたところ、こういった特殊車両とか特殊な車というのは、入札の依頼がかかってくるときに仕様書が届くそうですが、その仕様書に基づいて見積りをいたしますと、最終的にもうメーカーやら機種はほぼ、本当に数えるほどのものになってしまうと。そのメーカーに仕入れをして交渉をいたしますと、やはり取引の多い業者が安く仕入れるということは、必ずこれ商売のあって仕方がないことだと思うんですが、そういった形で、もうはなから入札しても取れないと、この価格の差を見ていただくと、それはごもっともかなと思うんですけど、もう入札することによって、もうはなから勝てないもんですから、それだけ労力使うのはもったいないから辞退すると。先ほど総務部長からもありましたが、今まで誘っていましたが、応札はなかったのが今回なくしたということでもありますけど、そういった業者も今までも指名願出してはいて、聞き取りましたが、その仕様書に基づいて見積りがつくれないという状況だということの一つ聞いてまいりました。至って、こういうことであれば、しっかりと、またこの入札の仕方も考え直していただかないと、これって、もう永遠と市内の業者は、この入札に参加しても落札ができない、全てこれから今後、市外業者が応札していってしまう、本当にそんなことになってしまうだけだということで、今回はここで質問させていただきました。

また、ある業者も言っていました。土日、夜間、こういった特殊車両というのは、決まった日に動いているわけではなくて、火事があれば夜間であろうが休みの日であろうが走ります。除雪もそうですね。ほぼ夜間に動きますよね。トラブルがあったときですが、こういった大きな大手メーカーは、土日、または夜間というのは、全く対応してくれないそうです。そうすると、地元の業者に修理依頼がかかってきて、地元の業者が修理に走るそうです。本当は地元の業者からしてみると、おいしいところだけ外が持っていて、そういう、おぞいということはないんですけど、そういったひどいところだけ地域の業者に面倒見ろよというような形で、もちろん対価は支払ってみえるので別かもしれませんが、気持ちとしてもちょっとひどいのではないのかなということでお話は聞いてまいったところでもあります。

いずれにしても、ちょっと本当にこの入札のやり方、また考え方を見直していただかないと、ずっと永遠とこのまま、この結果が続いていくのではないのかなと思いますので質問をさせていただきましたが、もし、また副市長、何かございましたら。

○議長（山川直保君） 副市長 青木修君。

○副市長（青木 修君） 今、三島議員が御指摘いただいたことは、私どもも同様に思っている部分

が多くあります。ただし、その一般競争入札、そして指名競争入札といいますと、どうしてもその基準に即して行っていくしますので、設計書を出した際に、その価格として上がってくるものが、今までの実績もあるところが比較的多くなるのは、これは事実であります。

ただ、今までの状況の中で、防災関係の物品であるとか、あるいは電気事業、もう少し、少し今増えつつありますので、こういったものは、今まで市外業者が応札し、落札するというのが大半でしたけれども、ここのところで、市内の業者に参加をしていただいて、市内の業者が落札するというケースも増えております。したがって、基本的には市内の業者に入札に参加していただいて、そして応札、落札と、こういうふうに流れができればいいというふうに思っております。

ただ、もう少し時間はかかるだろうなというふうに思っておりますので、何とか市内でそうした物品の確保がされ、そして、言ってみれば、販売、購入、そして後のメンテナンスも含めて、何とか市の業者さんに、ある意味では力をつけていただくようなことについては、これは、どんなことができるかって、今のところをはっきりとお答えすることはできませんけれども、市内の業者さんに、とにかく少しでも頑張ってもらえるように、こちらとしても、制度上で何か改善すべきことはないかということについては検討させていただきたいというふうに思っています。

(挙手する者あり)

○議長（山川直保君） 6番 三島一貴君。

○6番（三島一貴君） ありがとうございます。本当に心強い答弁だったと思います。

公共事業ですと、入札入るときには市内業者に限るといようなものがあると思います。ぜひこの物品購入に当たっても、もちろん市内業者で購入をすれば、市外の業者に比べれば、今の結果を見とっても、380万円とか、そんな差が出ておる部分もありますけど、長い目で見ていただければ、その市内業者でやっていただくような、物品購入にもそういった縛りを入れていただくようなことも、ぜひ検討していただいて、この市内の事業者が潤うような形をとっていただければと思いますので、またぜひ長い目で考えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） そのほかございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（山川直保君） 以上で質疑を終結します。

お諮りします。議案第96号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第96号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 討論なしと認め、採決いたします。

議案第96号については、原案のとおり可とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第96号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第97号について（提案説明）

○議長（山川直保君） 日程25、議案第97号 市道路線の認定についてを議題といたします。

説明を求めます。

建設部長 小酒井章義君。

○建設部長（小酒井章義君） それでは、議案第97号の説明をいたします。

市道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、次の道路を市道路線に認定したいので、議会の議決を求める。

令和2年6月10日提出、郡上市長 日置敏明。

今回は、3路線の認定をお願いするものでございます。

路線番号、1の0088、路線名、本町区内線、区間につきましては、起点、八幡町本町から終点、八幡町本町、2の0029、剣・中津屋線、区間につきましては、起点、大和町剣字櫃割、終点が白鳥町中津屋字加賀太郎、3の0188、駅前避難地線、区間につきましては、起点、白鳥町白鳥字長藤、終点、同じく白鳥町白鳥字長藤でございます。

1枚おめくりをいただきますと、参考資料をつけてございます。もう一枚おめくりをいただきたいと思います。まず1本目の本町区内線でございます。認定理由といたしましては、八幡町本町地内の交流拠点整備に関連し、防災道路（避難路、消防車両等進入路）として、安全性と機能性を常時確保できるよう、市道の新規路線として認定するものでございます。

図面の右側に拡大図面がついてございます。場所につきましては、八幡町の本町地内の旧平野酒造さんの跡地でございます。こちらで交流拠点整備を行ったことでございますが、これにより、このエリアの改築整備を行われました。関連しまして、以前からこの地区で防火関係の対策ということで、課題となっておりました河川からの水利というものも確保するための、いわゆるルート、あるいは来訪者の回遊性も確保したいということを観点に、防災道路を種目としまして、今回、この路線を市道認定することをお願いをしたいところでございます。

次に、2枚おめくりください。2本目の剣・中津屋線でございます。今回の認定理由でございます。こちらは、本路線は、国道156号大和改良に伴いまして、旧道となる区間について国から移管

を受け、新規路線として認定するものでございます。

右側の拡大図面を御覧いただきたいと思います。皆様、御存じかと思いますが、現在進められております国道156号の大和改良、こちらの事業によりまして、図面の黒の点線部分、こちらが大和改良の新たな国道ルートとなります。

これによりまして、赤い線の部分、これが現在の旧道部分ですけど、こちらを国から市が移管を受けて管理するということになります。

これによりまして、この約1.7キロ区間を今年度一応この国道156号の大和改良が供用開始予定ということですので、供用以降、市道として管理をするものでございます。

次に、また2枚おめくりいただきたいと思います。3路線目の駅前避難地線でございます。認定理由といたしましては、白鳥駅前の避難地に向かう東側進入路について、適切に維持管理を行い、安全性と機能性を常時確保できるよう、今回、市道の新規路線として認定するものでございます。

右側の拡大図面を御覧いただきたいと思います。図面の中央辺りに白抜きの駅前避難地と書いてございます。これは、合併以前から白鳥町の市街地内の避難地ということで指定をされている土地でございます。ここにつきまして、土地の北側からの立ち寄りにはできるわけですけど、主に東側駅前方面からの侵入が、個人の土地がありましてできない状態で行ってまいりました。これを2年前に道路と排水を整備して、この避難地への東側からの進入路ということで工事整備を行ったところでございます。

これにつきまして、市道の認定路線が行ってございませんでしたので、今回、改めてこの避難地へのルートを指導路線に認定をさせていただくものでございます。

以上、3路線の認定でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） 以上で説明を終わります。質疑については、会期日程に従い、改めて行います。

ここで職員の入れ替えをお願いします。そのままでお待ちください。

◎報告第2号から報告第5号までについて（報告）

○議長（山川直保君） 日程26、報告第2号 令和元年度郡上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから、日程29、報告第5号 令和元年度郡上市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてまでの4議案を一括議題とします。

順次報告を求めます。報告につきましては、できるだけ簡略に要旨について報告をお願いします。

総務部長 古田年久君。

○総務部長（古田年久君） 報告第2号 令和元年度郡上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。令和2年6月10日提出、
郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、次のページに繰越計算書がついてございますが、これらにつきまして
は、3月議会及び3月24日専決の補正でお願いしたものでございますが、実際に繰越しをした額及
び財源の内訳の報告でございます。

たくさんございますので、事業名と翌年の繰越額及び特別な財源についてのみ説明をさせていただ
きますので、よろしくお願いします。

まず最初に、世界農業遺産推進事業でございます。繰越額が142万6,000円、既収入特定財源のと
ころに142万6,000円と入ってございますが、これは郡上市ふるさと応援基金の繰入金でございます。
次に、過疎対策林道整備事業630万円、次に、道整備交付金事業4,530万円。

企業誘致関連整備事業7,599万7,000円、既収入特定財源のところに5,000万円入ってございま
すが、これは、公共施設整備基金の繰入金でございます。新型コロナウイルス商工緊急対策事業、プ
レミアム商品券の発行補助でございますが、569万円でございます。次に、新型コロナウイルス観
光緊急対策事業、市民限定の宿泊助成でございますが、511万9,000円。

次に、道路新設改良事業で1,310万円、過疎対策道路整備事業で1,400万円、辺地対策道路整備事
業で1億6,168万2,000円、社会資本整備総合交付金事業で1億3,690万円、道路ストック総点検事
業で4,721万8,000円、河川自然災害防止事業で1,950万円、都市再生整備計画事業で3億1,634万
5,000円、こちらのほうの既収入特定財源で8,000万円入ってございますが、これも公共施設整備基
金の繰入金でございます。

災害対策事業費190万1,000円でございます。災害対策設備整備事業526万円。体育施設整備事業
4,022万1,000円。

2ページをお願いします。現年補助災害復旧事業（農地農業用施設）でございますが、785万
9,000円でございます。こちらの特定財源の一番右、その他のところで、2万9,000円入ってござ
いますが、受益者分担金でございます。

それから、過年補助災害復旧事業（公共土木施設）です。3,007万6,000円、単独災害復旧事業
（公共土木施設）661万1,000円でございます。現年補助災害復旧事業（公共土木施設）5,408万
3,000円でございます。

合計としまして、翌年度への繰越額としましては、9億9,458万9,000円でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） 環境水道部長 猪俣浩巳君。

○環境水道部長（猪俣浩巳君） 報告第3号 令和元年度郡上市下水道事業特別会計繰越明許費繰越
計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。令和2年6月10日提出、
郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、繰越計算書でございます。建設費、特定環境保全公共下水道建設事業、
翌年度繰越額2,548万5,000円、財源内訳ですが、国庫支出金620万円、地方債1,760万円、一般財源
1,168万5,000円でございます。

次に、農業集落排水建設事業、翌年度繰越額1,000万円、その他550万円、これは中日本高速道路
株式会社からの支障移転補償費でございます。一般財源450万円でございます。なお、この繰越額
は下水道事業が令和2年3月31日に廃止されたことにより、地方公営企業施行令第4条の規定に基
づき、令和2年4月1日に下水道事業会計に引き継いだものであります。

繰越事業といたしましては、当該工事は道路改良に伴う支障移転工事でありまして、道路工事の
年度内完成が見込めなくなったことから、同調工事である本工事についても年度内完成が見込めな
くなったものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） 商工観光部長 可児俊行君。

○商工観光部長（可児俊行君） それでは、報告第4号をお願いいたします。

令和元年度郡上市工業団地事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。令和2年6月10日提出、
郡上市長 日置敏明。

おめくりください。繰越計算書でございますが、事業名、工業団地造成事業、翌年度繰越額1億
5,130万円、これは、大島工業団地造成に係る工事費の繰越しでございます。財源内訳でございま
す。地方債1億5,120万円、一般財源10万円。

以上でございます。

○議長（山川直保君） 環境水道部長 猪俣浩巳君。

○環境水道部長（猪俣浩巳君） 報告第5号 令和元年度郡上市水道事業会計予算繰越計算書の報告
について。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、次のとおり報告する。令和2年6月10日提出、郡上
市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、繰越計算書でございます。資本的支出、建設改良費、配水設備改良費、
排水管布設事業、翌年度繰越額900万円、財源でございますが、損益勘定留保資金900万円、繰越理
由といたしましては、関連する建設工事との施工調整により、年度内完成が見込めなくなったもの
でございます。

次に、道路改良関連支障移転事業でございます。翌年度繰越額420万円、その他180万円、これは

中日本高速道路株式会社からの支障移転補償費でございます。損益勘定留保資金240万円、繰越理由といたしましては、道路改良に伴う支障移転工事であり、道路工事の年度内完成が見込めなくなったことから、同調工事である本工事においても年度内完成が見込めなくなったものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） 報告が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第2号から報告第5号までの報告を終わります。

◎報告第6号について（報告）

○議長（山川直保君） 日程30、報告第6号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

総務部長 古田年久君。

○総務部長（古田年久君） 報告第6号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。令和2年6月10日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりをいただきまして、専決第1号 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定について）、和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。令和2年5月19日、郡上市長 日置敏明。

損害賠償による和解の内容でございます。令和元年9月27日午後10時頃、白鳥体育館駐車場において、施設利用者が自家用車後方の収納スペースに荷物をしまうため、車両後方へ回り込んだところ、車両の後方にある水路に転落し、左眼窩吹き抜け骨折、眼球の下の方の骨折でございますが、これと顔面打撲及び挫創、左肩及び両膝部を打撲したというもので、市は示談により下記金額で損害を賠償する。市の過失割合、50%でございます。

損害賠償の相手方は、記載のとおりでございます。

損害賠償の額、金1万7,355円でございます。

事故後、早速転落防止柵及び照明の設置を行いまして、今後の事故防止策を実施いたしました。申し訳ございませんでした。

○議長（山川直保君） 報告が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第6号の報告を終わります。

ここで、先ほど14番 兼山議員からの質問にありました、議案第94号のところでの、消防の小型動力ポンプ積載車の関係のオートマチックの件について、その状態はどうなっているかにつきまして、消防長に説明を求めます。

消防長 笹原克仁君。

○消防長（笹原克仁君） 先ほど、兼山議員のほうから御質問のありました消防団員のオートマチック限定免許の解除ということで御質問があった件なんですけど、昨年の、令和元年の11月26日の告示で、郡上市消防団員オートマチック限定普通自動車免許限定解除助成金交付要綱というのがございまして、こちらの2分の1の助成が出るものでございます。

昨年度と今年度、一応5名ずつ予算枠を取って運用しておるところでございしますが、現在の団員の対象者数は圏内12名でございします。この12名の方に5名の枠がありますのでということで、こちらのほうから働きかけをしたところなんですけれども、受講者がなしということで、先ほど申しましたように、助成額が2分の1というところもございまして、取得するのに7万2,000円ほどかかります。そのうちの3万6,000円が助成で3万6,000円が自己負担ということもございします。そして、それからちょっと忙しい、多忙であるというようなことも御理由で、昨年度についてはゼロでございました。今年度も引き続き5名分の予算を取りまして、現在、照会をかけているところでございますが、現在のところはまだ希望者がなしというところでございます。

今後も消防団の免許の限定解除につきましては、こちらのほうからも働きかけをしまして、積極的に限定解除をしていただけるように進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上でございます。

（挙手する者あり）

○議長（山川直保君） 14番 兼山悌孝君。

○14番（兼山悌孝君） 私たちが前の委員会のときに消防団員の幹部の皆さん方と災害及び今困っていることについて意見交換会をやったときに、やはり、消防団の幹部の方から、最近先ほどのとおりに、オートマチック車免許ばかりでなかなか消防ポンプ車に乗れる人が少なくなったんで弱ったっていうお話がありました。その中で、去年はほか事業もそうなんですけれども、市から資格を取るための助成金を出したわけでございますし、応募者はなかったということですが、ぜひ行ってこいというぐらいのつもりでやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

◎議発第6号について（提案説明・採決）

○議長（山川直保君） 会議を進めます。日程31、議発第6号 地域経済循環に関する決議についてを議題といたします。

まず、事務局に朗読させます。

議会事務局長 大坪一久君。

○議会事務局長（大坪一久君） 議発第6号 地域経済循環に関する決議について。

表記について、郡上市議会会議規則第14条第1項の規定に基づき、別紙決議を提出する。令和2年6月10日提出、提出者、郡上市議会議員 田中やすひさ、賛成者、郡上市議会議員 兼山悌孝、郡上市議会議長 山川直保様。

提出理由、国内で新型コロナウイルス感染症が拡大し、市内においても観光、飲食、小売り、農業などの各産業をはじめ、あらゆる事業者が影響を受けている。このような状況の中、特定定額給付金による地域経済循環を促進し、新型コロナウイルスの影響により低迷する地域経済を底支えするため。

1枚おめくりください。地域経済循環に関する決議（案）。

国内で新型コロナウイルス感染症が拡大したことにより、市内においても観光、飲食、小売り、農業などの各産業をはじめ、あらゆる事業者が影響を受けている。このような状況の中で、国は特別定額給付金として国民1人当たり10万円を給付する施策を打ち出し、本市でも約41億円の補正予算を専決処分したところである。

民間事業者のアンケートなどを見ると、本給付金の使い道は「食品・飲料品」、「日用品」が多いという結果となっている。一方で、地域の事業者を支援しようという「応援消費」という考え方が市内でも広がっている。

本給付金は家計支援が主たる目的であるが、その使途として、急激に落ち込んだ地域経済への底支えとして、また感染拡大防止の面からも、市内での経済循環を市民と一丸になって進めていく必要がある。

現在、市はテイクアウト支援、プレミアム商品券の発行など地域経済循環を促す支援を行っているが、今後も継続して、また様々な業種へと拡大させるためにも、市は市民への特別定額給付金の申請を促すとともに、市民の「応援消費」の動きがさらに拡大する取組を求める。

以上決議する。令和2年6月10日、郡上市議会。

○議長（山川直保君） ここで提出者の説明を求めます。

11番 田中やすひさ君。

○11番（田中やすひさ君） 失礼します。ただいま事務局長が朗読していただいたとおりですが、恐らくこのコロナ対策の国から市に来る予算で最も巨額なものがこの特別定額給付金で41億円になるだろうと。

今、朗読があったように、非常に市内の産業はいろんな産業が落ち込んでいます。例示として、まず観光や飲食等書かせていただきましたけども、それ以外、林業等も大変苦しいというようなお

話も聞いておりますし、また、この景気の低迷がほかの業種にもこれから波及していくという、そういった懸念も議会からも表明されているとおりであります。

そんな中で、市民の皆様の中でもしっかりと市内の事業者を応援していこうという動きが拡大しつつあります。思いのある消費を市民の皆さんにもしていただくために、また市役所もまた議会も一丸となってこういったことを進めていこうということを政治的にメッセージを出していくことが必要かというふうに思います。

どうか議員の皆様方の御賛同を心よりお願いをいたしまして、提出理由とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） 提出者の説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議発第6号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議発第6号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 討論なしと認め、採決いたします。

議発第6号につきましては、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議発第6号は、原案を可とすることに決定いたしました。

◎議報告第6号について（報告）

○議長（山川直保君） 日程32、議報告第6号 諸般の報告について（例月出納検査の結果）、例月出納検査の結果が監査委員より別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しいただき、報告に代えます。

◎散会の宣告

○議長（山川直保君） 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

長時間にわたり、慎重審議いただきありがとうございました。

本日は、これで散会いたします。御苦勞さまでした。

(午後 2時21分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 山 川 直 保

郡上市議会議員 蓑 島 もとみ

郡上市議会議員 三 島 一 貴